

吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画

＜ごみ処理基本計画＞

＜食品ロス削減推進計画＞

＜生活排水処理基本計画＞

(案)

I	計画の総則.....	1
	第1章 計画の基本的事項.....	3
	第1節 計画の趣旨.....	3
	第2節 計画策定の視点.....	4
	第3節 計画の位置づけ.....	7
	第4節 計画の目標年度.....	8
	第5節 計画の対象.....	8
	第2章 吹田市の現況.....	9
II	ごみ処理基本計画.....	13
	第1章 ごみ処理等の現況.....	15
	第1節 ごみ処理等の現況.....	15
	第2節 前計画の進捗状況.....	19
	第2章 計画の基本理念と目標.....	23
	第1節 基本理念.....	23
	第2節 重点施策と基本施策.....	24
	第3節 計画目標.....	25
	第4節 市民・事業者・行政の役割.....	27
	第3章 重点施策.....	29
	第1節 吹田市の強みを生かした重点施策.....	29
	第2節 重点施策と各主体の役割.....	32
	第4章 目標達成に向けた基本施策.....	37
	第1節 基本施策の体系.....	37
	第2節 基本施策の内容.....	38
	第5章 収集・運搬、中間処理、最終処分.....	55
	第1節 収集・運搬.....	55
	第2節 中間処理.....	58
	第3節 最終処分.....	60
	第4節 災害対策及び環境美化等.....	60
III	食品ロス削減推進計画.....	63
	第1章 社会情勢.....	65
	第2章 食品ロス排出量の現状.....	67
	第3章 計画の理念と基本目標.....	71
	第4章 目標達成に向けた基本施策.....	73
	第1節 推進体制の整備.....	73
	第2節 発生抑制に重点を置いた食品ロス削減の推進.....	73
	第3節 循環型社会を意識した食品ロス削減の推進や適正なリサイクルの推進.....	74
	第4節 各主体の役割.....	75
	第5節 行政の役割.....	76
	第6節 計画の推進.....	76

IV 生活排水処理基本計画.....	77
第1章 総論.....	79
第1節 計画策定.....	79
第2節 計画の位置づけ.....	79
第3節 計画の目標年度.....	79
第2章 生活排水処理の現状.....	81
第1節 生活排水処理の現状.....	81
第2節 計画策定にあたっての基本的課題.....	91
第3章 生活排水処理基本計画.....	93
第1節 基本方針.....	93
第2節 計画の目標設定について.....	95
第3節 生活排水処理基本計画.....	96
V 計画の推進.....	97
第1章 推進・評価体制.....	99
第2章 進行管理の手法.....	99
第1節 進行管理の方法.....	99
第2節 更新情報の発信.....	99

本計画について

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めるものです。本計画は、ごみ処理基本計画と食品ロス削減推進計画と生活排水処理基本計画で構成しています。

なお、食品ロス削減推進計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律第 13 条に基づき、市町村区域内の計画について定めることとなっておりますが、本計画中に含めることにより、効果的に対応すべく、ごみ処理施策の中で一体的に取り組むこととしています。

本計画は、次の 3 つの計画により構成されています。

本計画に含まれる個別の計画	根拠となる法律の規定
Ⅱ ごみ処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項
Ⅲ 食品ロス削減推進計画	食品ロスの削減の推進に関する法律第 13 条第 1 項
Ⅳ 生活排水処理基本計画	Ⅱ ごみ処理基本計画と同様

I 計画の総則

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の趣旨

「吹田市一般廃棄物処理基本計画 後期改訂版」を策定した平成 29 年（2017 年）3 月以降、本市の人口は、全国で人口減少が進む中、千里ニュータウンエリアにおける集合住宅の建替え、吹田操車場跡地における北大阪健康医療都市（健都）の整備等に伴い、転入超過による人口増加が続いています。住みやすいまちづくりを進めた結果、人口の増加によるごみ排出量の増加が予想されますが、市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量を削減していくことでごみ排出量の減量を進めます。

社会的潮流としては、食品ロスやプラスチックごみ削減の取組が日本だけでなく世界的に高まっているところです。日本においても、令和元年（2019 年）5 月に「プラスチック資源循環戦略」、同年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が策定されており、令和 2 年（2020 年）7 月には、全国でレジ袋が有料化される等、2R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用））の一層の推進が必要となります。さらに、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標として持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）が平成 27 年（2015 年）9 月に国連で採択され、平成 28 年（2016 年）11 月には気候変動によるリスクを抑制するために世界の気温の変化を 2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求するパリ協定が採択されるなど、世界的にも環境に対する意識が向上しています。

これらの環境を取り巻く状況を踏まえ、令和 2 年（2020 年）4 月からスタートした当該計画の上位計画にあたる「吹田市第 3 次環境基本計画」の施策の柱を基本として、市民及び事業者と連携した取組を進めていくため、「吹田市第 3 次一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。



環境省 持続可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイド (第2版)

図 1 持続可能な開発目標 (SDGs)

第2節 計画策定の視点

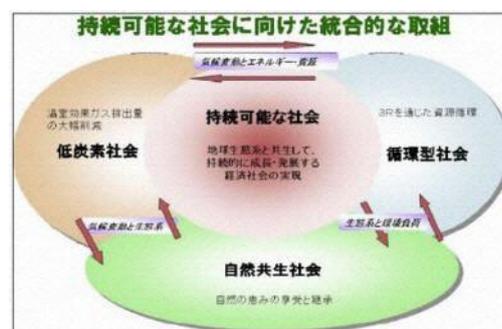
今後の社会に求められる視点・価値観に配慮した計画を策定します。

1 環境基本計画と循環型社会推進形成基本計画

国の第5次環境基本計画や第4次循環型社会形成推進基本計画（以下「第4次循環計画」という。）では、SDGs の考え方を含めた将来的な社会像として、「地域循環共生圏」を掲げています。地域循環共生圏は、各地域がそれぞれ自立分散型の社会を形成して地域の力を高めた上で、それぞれの得意分野を活かして近隣地域等と協力し合い、環境・経済・社会を統合的に向上させることを目指す仕組みです。

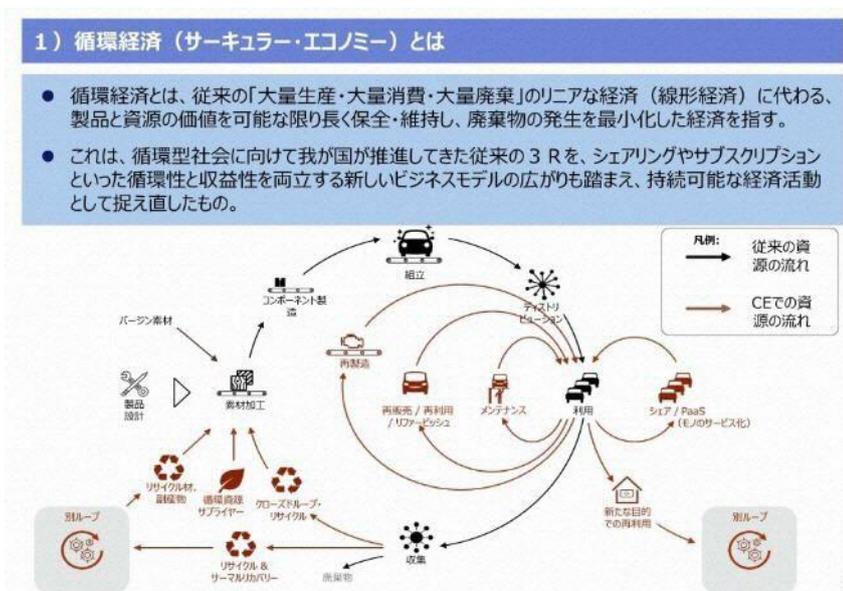
また、第4次循環計画では、目標値として「資源生産性」「入口側の循環利用率」「出口側の循環利用率」「最終処分量」を掲げ、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」に代わり、資源消費と環境負荷を最小限にした上で経済効果を最大にすることを目指しています。

このような、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済は「サーキュラーエコノミー」（循環経済）と呼ばれ、日本を含め、世界的にこのような経済システムへの移行が追求されつつあります。サーキュラーエコノミーは循環型社会に向けて国内で推進されてきた従来の3Rを、シェアリング等の循環性と収益性を両立する新しいビジネスモデル等も踏まえ、持続可能な経済活動として捉え直したものであり、SDGs や地域循環共生圏と同じく、持続可能な社会を目指すプロセスとして位置づけられています。



出典：21世紀環境立国戦略（環境省）

図2 持続可能な社会に向けた統合



出典：サーキュラー・エコノミー及びプラスチック資源循環
ファイナンス研究会資料（経済産業省、環境省）

図3 サークュラーエコノミーのイメージ

2 持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年（2015 年）に国連総会で採択された SDGs は、17 のゴール・169 のターゲットが定められており、中には廃棄物分野と係わりの大きい項目があります。また、個別のゴールやターゲットとともに、取組の前提となる「誰一人取り残さない」「多分野を組み合わせた課題解決」「環境・経済・社会の同時解決」という考えが重要とされています。

① 食品ロスと SDGs（目標 12、ターゲット 12.3）

- ・食品ロスをターゲットに、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」とされ、食品ロス減量など 3R と関わりが深くなっています。



② 廃プラスチックと SDGs（目標 14、ターゲット 14.1）

- ・生活中から排出され海洋に流れ込む「海洋プラスチック」をターゲットに、「2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」とされ、海洋に流出するプラスチックごみ対策に、今すぐ取り組むことが求められています。



3 脱炭素に向けた国内外の動向

平成 27 年（2015 年）に、京都議定書後の温暖化対策の国際的枠組みとしてパリ協定が採択され、21 世紀末の地球の平均気温の上昇量を産業革命時点から 2℃未満に抑える目標が示されました。現在は、上昇量を 2℃ではなく 1.5℃未満に抑えることで概ね合意され、そのため温室効果ガス排出量を今世紀後半のなるべく早い時期に実質ゼロにすることが必要とされています。

こうした流れを受け、日本政府も令和 2 年（2020 年）に「2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ」にする方針を表明しました。また、令和 3 年（2021 年）7 月 1 日時点で、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した自治体は全国 416 自治体となっています。本市も令和 3 年（2021 年）2 月に、豊中市と共同で実施した気候非常事態宣言の中で 2050 年ゼロカーボンシティを表明しています。また、経済界でもこうした流れを受け、業務で使用するエネルギーを全て再生可能エネルギーにする「RE100」や「再エネ 100 宣言 RE Action」といった動きが進みつつあります。

脱炭素の動きは廃棄物処理も例外ではありません。これまで廃棄物分野における脱炭素の取組は、プラスチック製容器包装のリサイクル（再生利用、再資源化）や廃棄物発電によるエネルギー回収等が主要な施策でしたが、国ではプラスチック製容器包装の資源化量や廃棄物発電量等のさらなる目標の引き上げが検討されています。

廃棄物処理による温室効果ガス排出と廃棄物発電の活用

1 地球温暖化対策新実行計画との関係

吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画では、市域の年間温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で、令和10年度（2028年度）までに50%減、令和32年（2050年）までに実質ゼロにすることを目指しています。本計画のとおり令和10年度（2028年度）ごみの排出量の目標を達成した場合（1人1日あたり760g）、ごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出量は43千t、平成25年度（2013年度）比で25%削減されます。

市域から排出される温室効果ガス排出量のうち、ごみの焼却に伴う排出量は約4%（平成29年度（2017年度）実績）ですが、ごみ焼却施設である資源循環エネルギーセンターは本市における温室効果ガス多量排出事業所の一つであることから、率先して取り組み、他の多量排出事業所にも削減を促す必要があります。

また、北摂をはじめとする近隣自治体や県域を越えた中核市とも情報を共有し、連携して取り組むことで効果的な温室効果ガスの削減が可能となります。

2 エネルギーの有効活用

ごみの焼却施設である資源循環エネルギーセンターでは、焼却に伴って生じる熱を利用した廃棄物発電を行っています。発電した電力は、施設の動力用や照明用に活用し、余剰電力は売電を行うことで、エネルギーの有効活用に努めています。

資源循環エネルギーセンターにおける廃棄物発電による発電量と売電量の推移

区分	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
ごみ焼却量 (t)	98,922	101,377	104,058	104,184	104,177
発電量 (kWh)	50,931,799	51,940,588	54,448,025	54,671,556	55,533,195
売電量 (kWh)	19,976,610	21,416,580	26,091,260	28,914,410	19,772,990
売電収入 (円)	271,608,117	309,458,704	354,290,596	396,461,437	253,613,085

※ 平成30年度と令和元年度は、灰溶融炉が停止していたため、使用する電力が少なく、売電量が増加しました。

3 二酸化炭素の削減効果

資源循環エネルギーセンターは、廃棄物発電により令和2年度（2020年度）の1年間で55,533,195kWhの発電を行いました。これは約12千世帯の年間電力使用量に相当し、二酸化炭素削減量は約19千tになります。

このように、資源循環エネルギーセンターは、ごみを適正に処理するだけでなく、発生する熱を利用して発電を行い、二酸化炭素の削減にも寄与するなど、環境への配慮もなされています。

第3節 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりです。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するものです。
- 2 本計画は、循環型社会形成に関わる法律や条例と整合性を保ちつつ、吹田市第4次総合計画や吹田市第3次環境基本計画を上位計画とし、吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画等を関連計画として、本市のごみ減量や適正処理の基本施策を定めたものです。
- 3 国や大阪府、近隣市と広域的事業を実施する場合の指針となります。
- 4 行政の取組だけではなく、市民、事業者、さらに市民・事業者・行政の三者協働で取り組むべき内容を示すものです。

本計画は、上位計画である吹田市第3次環境基本計画の資源循環にかかる分野を踏襲するものですが、環境基本計画では他分野である温室効果ガスの排出削減や環境美化等の取組についても一般廃棄物処理基本計画に関連する事項として追加しています。

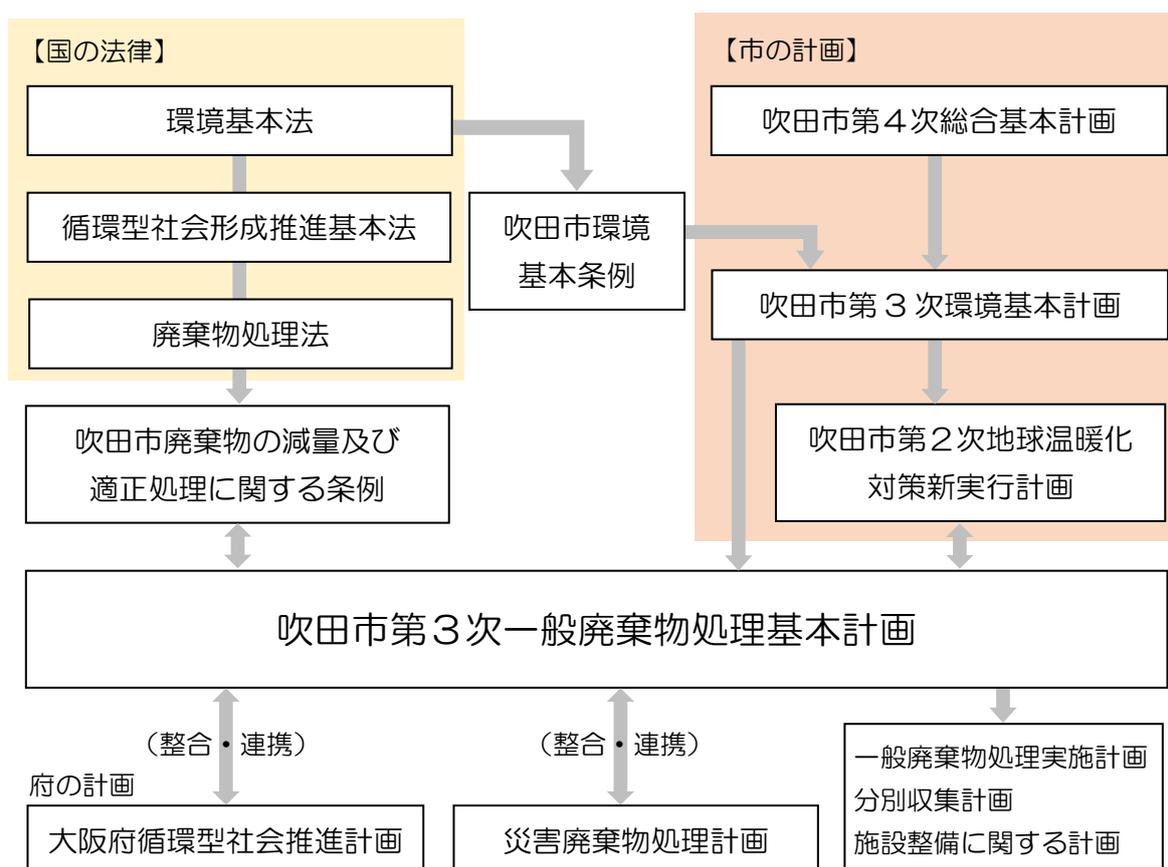


図4 吹田市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

第4節 計画の目標年度

令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和10年度（2028年度）を最終目標年度とした、7年間の計画を策定します。なお、社会情勢が大きく変動した場合等、必要に応じて計画を見直します。

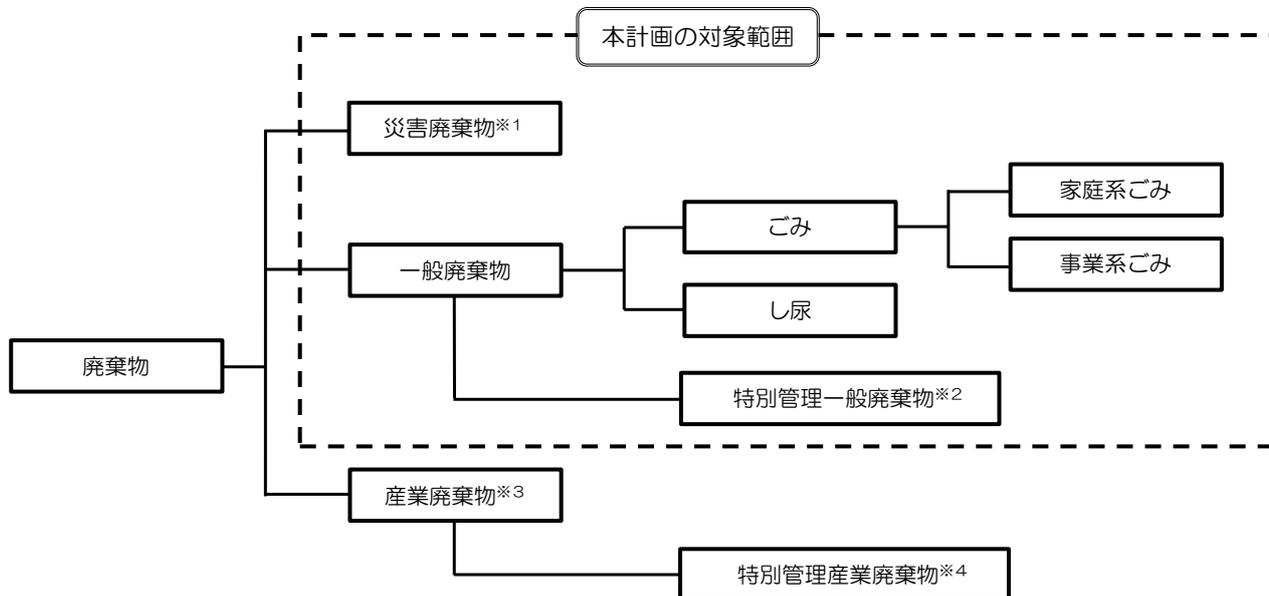


図5 計画の目標年度

第5節 計画の対象

本計画の対象となる廃棄物は家庭系及び事業系の一般廃棄物です。

以下、本文中の用語についても図6の表記とします。



- ※1 災害廃棄物：災害の発生により平常時と異なる対応が必要となる廃棄物のことで、大規模な地震災害や水害などに伴い発生するがれきや、一時的に大量発生した粗大ごみなどがある。
- ※2 特別管理一般廃棄物：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物(PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)。
- ※3 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた 20 種類および輸入された廃棄物
- ※4 特別管理産業廃棄物：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）

図6 廃棄物の分類

第2章 吹田市の現況

1 位置・地勢

本市は、大阪府の北部に位置し、東は茨木市及び摂津市、西は豊中市、南は大阪市、北は箕面市に接しており、東西 6.3km、南北 9.6km、面積は 36.09km² を占めています。

地勢としては、北部は北摂山系を背景として標高 20m から 117m のなだらかな千里丘陵、南部は安威川、神崎川や淀川をつくる標高 10m ほどの低地から形成されています。また、水遠池、春日大池、釈迦ヶ池などのため池が残っています。



図 7 吹田市の位置



図 8 吹田市の地勢

2 人口・世帯数の推移

本市の令和 2 年（2020 年）の人口（9 月末日）は、376 千人、世帯数は 175 千世帯です。平成 23 年（2011 年）以降、人口・世帯数ともに増加しており、今後も、千里ニュータウンの建替え等の新たな住宅建設により、当面の間は人口が増加する見込みです。

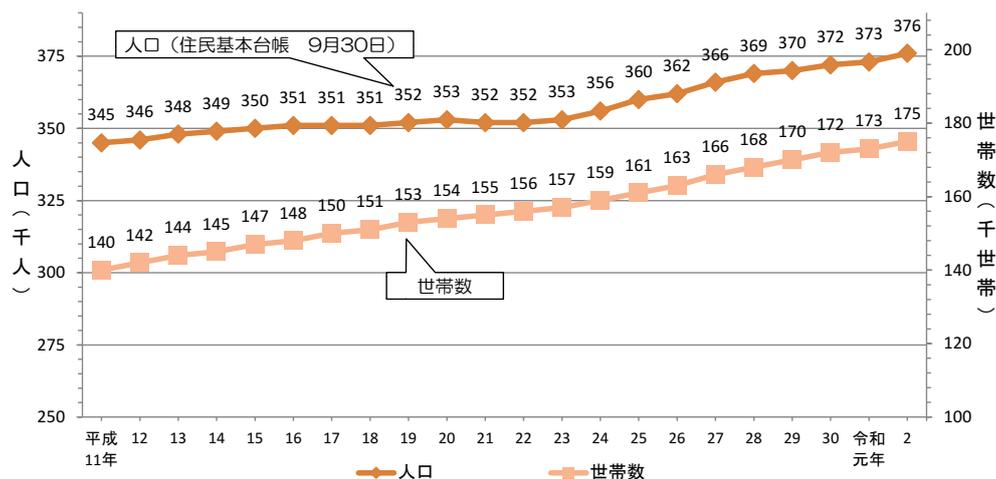
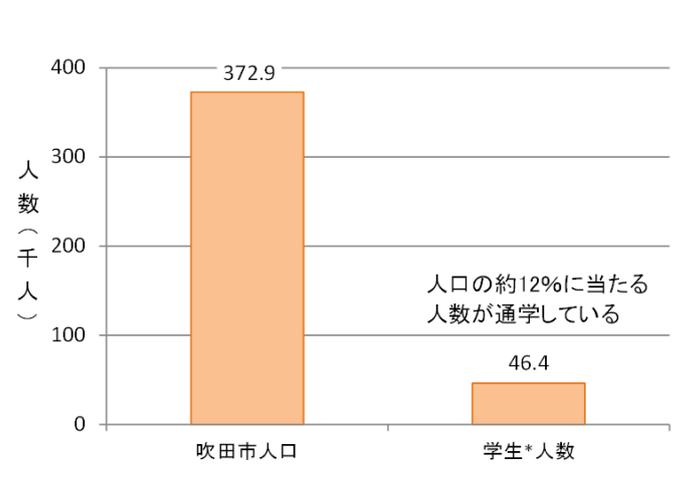


図 9 人口・世帯数の推移

3 市内に立地する大学

本市の特徴として、多くの大学が立地しており、関西大学、大阪大学、大阪学院大学、千里金蘭大学、大和大学の 5 つの大学があります。そのため、大阪府内では最も学生数が多い自治体で、人口の約 12% にあたる約 46 千人の学生が通学しています。

また、5 大学と国立民族学博物館を含めた大学等研究機関と連携を積極的に推進しています。



※ 学生数は市内5大学（短期大学部を含む）の合計
※ 出典：「令和2年度学校基本調査（確報）」（大阪府）、
「吹田市の毎月末人口・世帯数」（毎年9月末）

図 10 市内に通学する学生数

4 吹田市資源リサイクルセンター（愛称：くるくるプラザ）について

吹田市資源リサイクルセンターは、平成4年（1992年）に日本で最初の破砕選別工場と環境啓発施設（市民工房と市民研究所）の複合施設として設置され、ごみの減量、再資源化及び再生利用を図り、快適な生活環境づくりと循環型社会の形成を目的とした、地球温暖化対策等も含めた環境についての啓発活動や研究のための拠点施設です。

同施設には市内外から様々な年齢層の見学者や視察者が訪れており、楽しみながらリユースやリサイクルについて学ぶことができる市民工房、市民から提供された使用しなくなった物品のリユース促進、環境に関する講演会や研修講座、年間を通じた様々なイベント等を実施しています。

また、市民参加型活動組織である公益財団法人千里リサイクルプラザ市民研究所の拠点であり、環境問題に関するプロジェクトチームによる調査研究をはじめ、出前講座や小学校を対象とした環境学習支援等の実践活動が実施されています。

幅広い年齢層を対象とする環境啓発活動を実践する本施設の意義は高く、今後も国内外の動向を踏まえた様々な事業を展開していきます。

5 環境やごみに関する三者協働組織

（1）吹田市ごみ減量再資源化推進会議

吹田市では、平成17年（2005年）より、レジ袋削減・マイバッグ持参推進のために、市民・事業者・行政による意見交換会を開催するなどし、平成21年（2009年）に、市民団体等の団体、市内にスーパーマーケット店舗を持つ事業者、行政である吹田市で構成される「すいたレジ袋削減・マイバッグ推進協議会」を設立しました。

その後、レジ袋削減・マイバッグ持参の啓発イベント等を行うなど積極的に取り組んできました。

平成 30 年（2018 年）に、北摂地域でレジ袋の無料配布を中止するにあたり、発展的に解散、同年、三者協働による発生抑制型社会の構築を進めるにあたり、レジ袋削減だけでなく食品ロス削減等にも取り組む「吹田市ごみ減量再資源化推進会議」を設置し、取組を継続しています。

（２） パートナーシップ組織「アジェンダ 21 すいた」

平成 4 年（1992 年）、ブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミット（環境と開発に関する国連会議）で、21 世紀に向けて持続可能な社会の実現を目指した行動計画である「アジェンダ 21」が採択されました。

この「アジェンダ 21」では、これらの問題に対処し、持続可能な社会を実現するための国際機関、国、国民、事業者など様々な立場の人々が取るべき行動として 40 の分野、1,000 以上の行動が示されています。

「アジェンダ 21」は、世界中の自治体に対して地域版のアジェンダ 21、すなわちローカルアジェンダ 21 の策定を求めています。本市でもこれに呼応し、吹田市版のローカルアジェンダである「アジェンダ 21 すいた」を策定しました。

さらに「アジェンダ 21 すいた」を策定したメンバーが中心となり、市民・事業者・行政がパートナーシップを組み、それぞれの主体が情報提供や調整を図り、協働して持続可能な社会づくりを推進していく組織として平成 18 年（2006 年）にパートナーシップ組織「アジェンダ 21 すいた」を設立しました。

Ⅱ ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理等の現況

第1節 ごみ処理等の現況

1 ごみ排出量の状況

(1) ごみ排出量の推移

本市の令和2年度（2020年度）のごみの総排出量は、家庭系ごみ（燃焼ごみ・大型複雑ごみ・小型複雑ごみ）が約68千t、事業系ごみが約32千t、家庭系資源ごみが約15千tで、合計約114千tです。家庭系ごみは平成28年度（2016年度）から約38千t増加しています。事業系ごみは、近年はほぼ横ばいでしたが、令和2年度（2020年度）は317千tに減少しています。

市民1人1日当たりのごみ排出量をみると、家庭系ごみ（集団回収含む）では平成28年度（2016年度）以降増加、事業系ごみでは平成30年度（2018年度）以降減少しています。

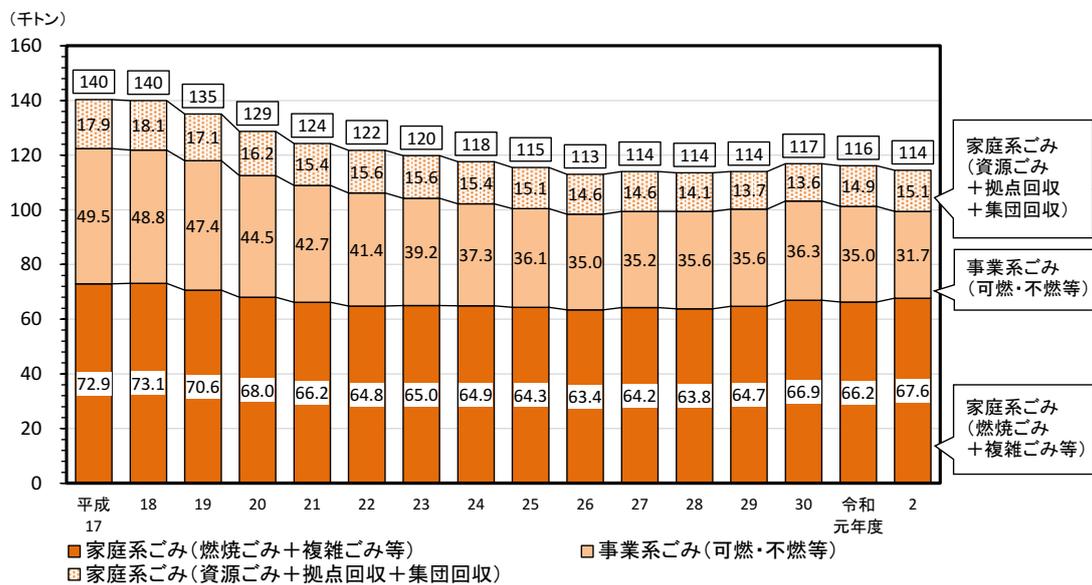


図11 ごみ排出量（集団回収含む）の推移

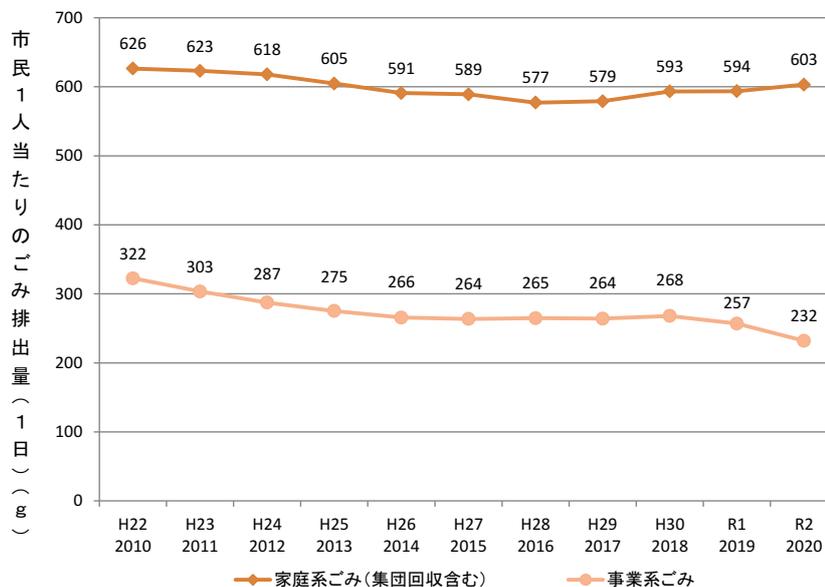


図12 家庭系ごみ・事業系ごみの市民1人1日当たりの排出量の推移

(2) 資源化量の推移

資源化量は、資源循環エネルギーセンターが稼働し、溶融スラグ等のリサイクルができるようになった平成 22 年度（2010 年度）以降は概ね 20 千 t 前後で推移していました。集団回収量の減少等により平成 25 年度（2013 年度）をピークに減少傾向です。

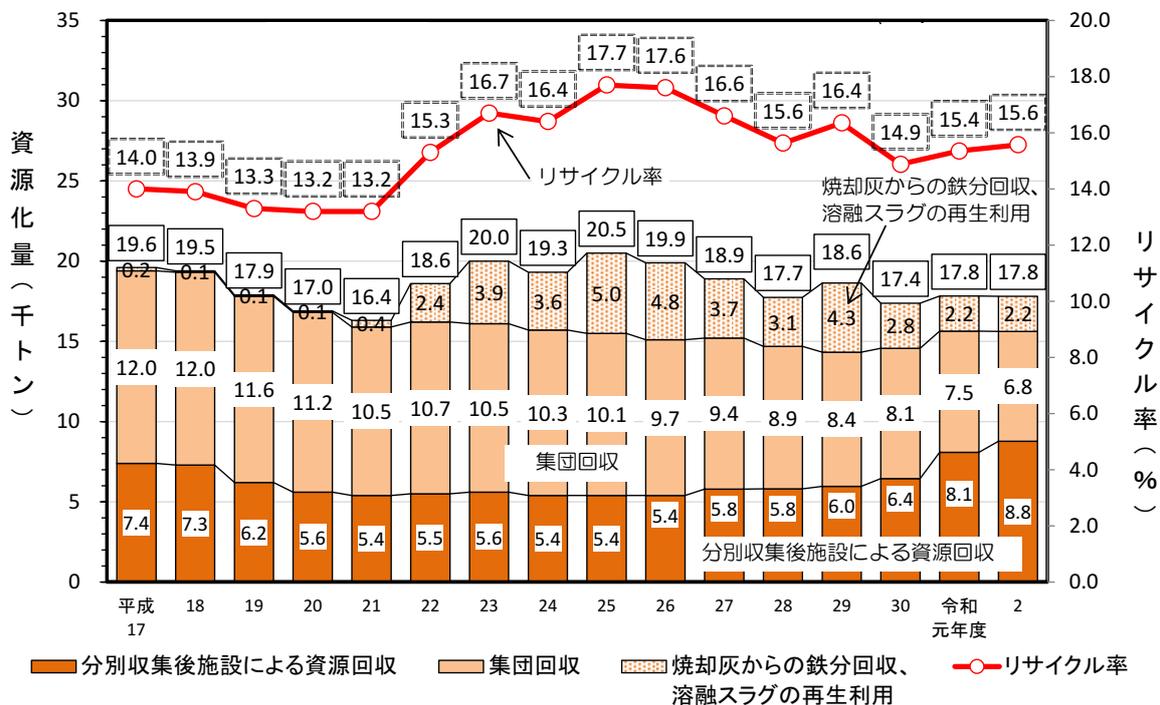


図 13 資源化量（集団回収含む）の推移

2 ごみ処理量の動向

(1) 焼却量の推移

焼却量は、平成 28 年度（2016 年度）まで減少傾向でしたが、平成 29 年度（2017 年度）から増加に転じました。



図 14 焼却量の推移

(2) 溶融スラグの利用状況等

溶融スラグの生成量、売却量ともに減少傾向です。また、スラグの利用率も平成 29 年度（2017 年度）の 55.8% をピークに減少傾向です。

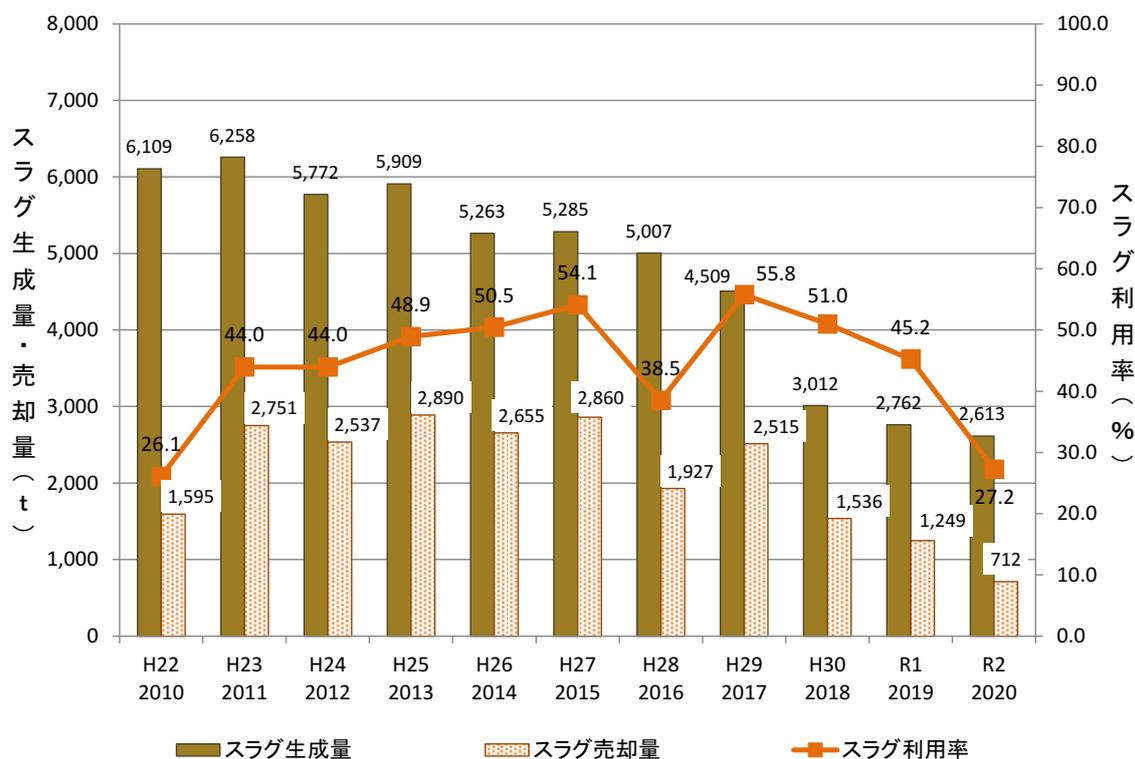


図 15 溶融スラグの利用状況等

(3) 埋立処分量の推移

埋立処分量は、平成 26 年度（2014 年度）に 4.5 千 t で最も少なくなりました。以降、溶融スラグの生産量、売却量が減少したため、リサイクルされる量が減少し、埋立処分量は増加しています。

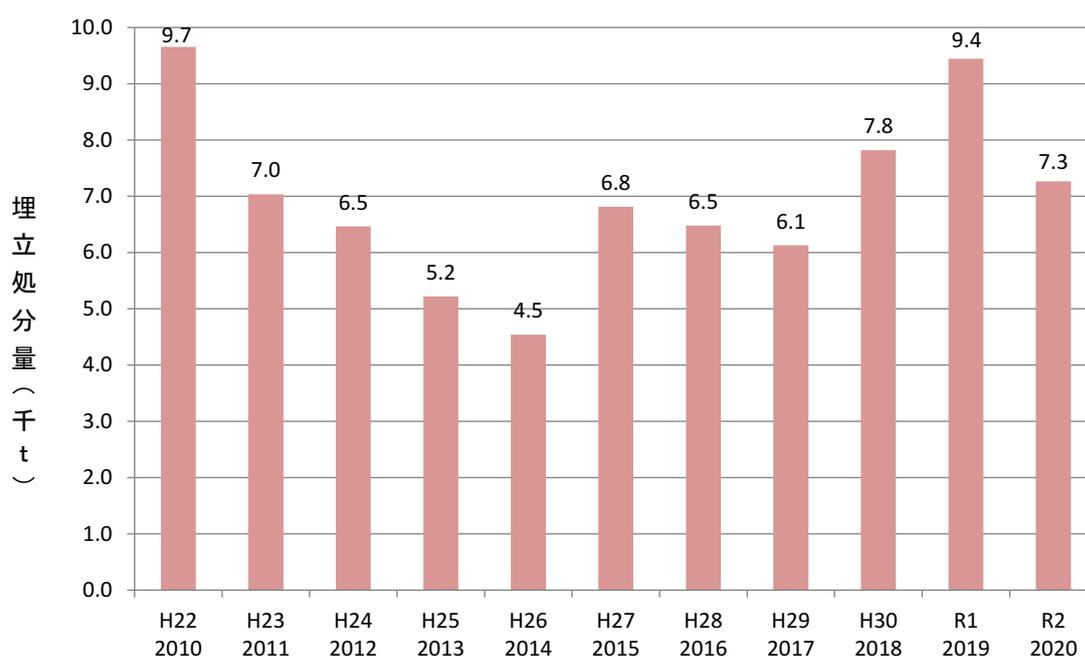


図 16 埋立処分量の推移

3 燃焼ごみの内訳

資源循環エネルギーセンターが令和2年度（2020年度）に実施した燃焼ごみの組成調査によると、燃焼ごみの内訳は図17に示すとおりです。家庭系ごみは、紙類が約30%と最も多く、次いでプラスチック類が約24%、厨芥類（厨房から出る野菜くずなどの生ごみ）が約22%となっています。事業系ごみは、紙類が約38%と最も多く、次いで厨芥類が約33%、プラスチック類が約22%となっています。

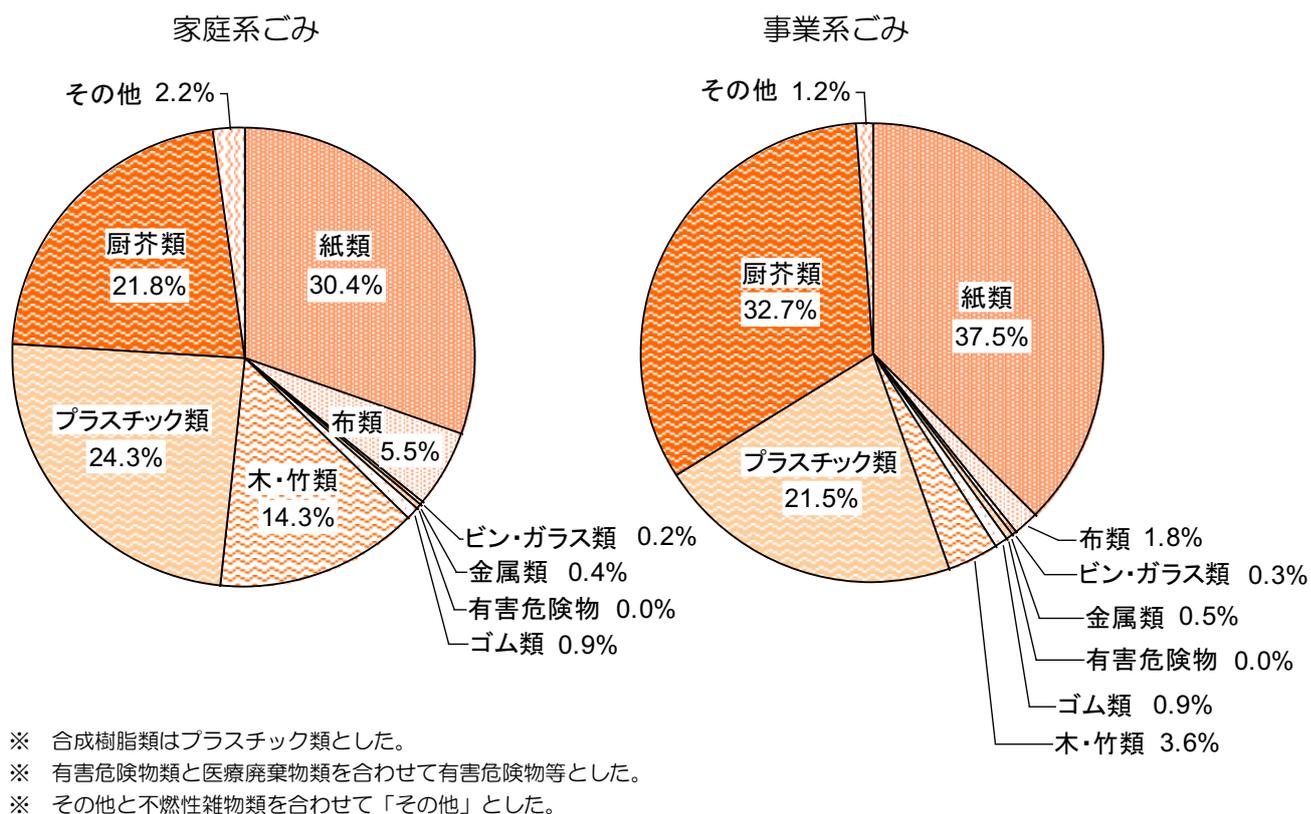


図 17 資源環境エネルギーセンター 令和2年度（2020年度）ごみ質調査結果

第2節 前計画の進捗状況

1 前計画の概要

- (1) 2R（リデュース（発生抑制）・リユース）を優先する社会へ転換を目指す
- (2) 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築を目指す
- (3) 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進を目指す
- (4) リサイクルや適正処理等に適し、低炭素社会実現にも寄与する収集体制や処理システムの構築を目指す

2 目標値の達成状況

前計画では、令和2年度（2020年度）までの目標値を平成22年度（2010年度）比で設定しており、1人1日当たりのごみ排出量を788g、リサイクル率を24%にする目標でした。平成22年度（2010年度）と比べると1人1日当たりのごみ排出量は114g減量し、リサイクル率は0.3ポイント向上していますが、いずれの目標も未達成となっています。

表1 前計画の目標値の達成状況

目標	目標達成状況 令和2年度（2020年度）		達成状況	＜参考＞ 平成22年度 （2010年度）
	実績値	目標値		基準値
1人1日当たりのごみ排出量	835g	788g	未達成	949g
リサイクル率	15.6%	24%	未達成	15.3%

本計画策定のための基礎調査として次の調査を行いました。

1 燃焼ごみ・小型複雑ごみの組成調査

(1) 調査の目的

燃焼ごみ中の食品ロスやプラスチックごみをメインに、減量可能物や資源化可能物の発生状況を把握して、今後の減量・資源化の可能性を検討します。また、増加傾向にある小型複雑ごみについても、分別状況の把握や減量可能性を検討します。

(2) 調査方法

- 調査対象ごみ：燃焼ごみ、
小型複雑ごみ
- 調査地区：燃焼ごみは住宅形式に着目して市内から旧市街地、中高層住宅、戸建て住宅の区分で3地区を選定、小型複雑ごみは市内の1地域を選定
- 分類項目：成分（紙、プラスチック、厨芥類、金属類、ガラス類等）と排出前の用途に着目し100項目程度に分類
- 測定項目：湿重量と容積



燃焼ごみ中の紙類



燃焼ごみ中のプラスチック類



燃焼ごみ中の厨芥類



小型複雑ごみ中のリユース可能なごみ

2 市民アンケート

(1) 調査の目的

市民の分別リサイクル、2R（リデュース（発生抑制）・リユース）行動の認知度、実施状況を把握し、ごみ減量施策の立案や目標値の設定等に反映させます。

(2) 調査概要

- 対象者数：1,936
- 配布・回収方法：郵送配布、郵送回収
- 回収数：992
- 有効回答率：51.2%
- 調査実施時期：令和3年8月下旬～9月上旬

3 事業所アンケート

(1) 調査の目的

事業者の廃棄物の排出状況、ごみ減量・資源化の取組状況の把握、また提出された事業系一般廃棄物減量計画書の整理から資源化率が低い厨芥類やプラスチック類や、他の古紙類と比較すると資源化率が低い雑誌・雑がみ類について、その原因等を把握し、ごみ減量施策の立案や目標値の設定等に反映させます。

(2) 調査概要

- 対象事業者：多量排出占有者（本市では、毎月2t以上の一般廃棄物を排出する事業者を多量排出占有者とし、事業系一般廃棄物の減量計画書の提出を求めています。本計画で示す事業者意識調査の事業者は、多量排出占有者のことを示します。）
- 対象者数：209
- 配布・回収方法：郵送配布、郵送回収
- 回収数：117
- 有効回答率：56.0%
- 調査実施時期：令和3年8月下旬～9月上旬

※ これらの基礎調査の結果（一部抜粋）は第4章 第2節の（4）課題やⅡ 食品ロス削減推進計画の第2章で示しています。

第2章 計画の基本理念と目標

第1節 基本理念

持続可能な社会を目指す本市の環境政策の基本的な考えとして、「使い捨てなどのライフスタイルを見直す」「限りある資源を有効に使う」「豊かな自然と共に生きる」があります。これらに共通するものが「MOTTAINAI」（もったいない）です。

上位計画の「吹田市第3次環境基本計画」では、資源やエネルギーの有効活用やライフスタイルの転換などを含めた共通の理念として「MOTTAINAI」（もったいない）を掲げています。そこで、本計画も「MOTTAINAI」（もったいない）を基本理念として定めます。

本市は、その豊かな人的・社会的資源を活かし、市民・事業者・行政の三者協働により、3Rを前提としつつ、大量生産・大量消費・大量廃棄による様々な環境問題を解決し、限られた資源を最大限に活用し、世界の人々が安心できる食生活にも寄与する循環型社会・低炭素社会の構築を目指します。そのため、「もったいない精神」を醸成するような取組の展開を図るなど、市民・事業者・行政が協働してごみ減量を推進します。

コラム

「MOTTAINAI」（もったいない）

みなさんは、「MOTTAINAI」（もったいない）という言葉が、注目されていますが知っているでしょうか。

平成16年（2004年）に環境分野で初めてノーベル平和賞を受賞したケニア出身のワンガリ・マータイさんが、環境を守る世界共通語として広めることを提唱した言葉です。

「MOTTAINAI」（もったいない）とは、「その物本来の価値が生かされず、無駄になるのが惜しい」という意味です。だからこそ物を大切に扱いたいという積極的な思いも織り込まれています。

この「MOTTAINAI」（もったいない）の気持ちは日々の生活の中でも大切です。

みなさんの中には、ごみの減量や資源化、3Rなどの言葉を聞くとなんだか難しいと感じるかもしれません。

でも、「物を大切にする」「ごみとして捨てるのはもったいない」という誰でも持っている「MOTTAINAI」（もったいない）という気持ちで行動することが一番重要なことなのです。

たとえば、食事を残さない、家電製品など身の回りの物を大切に使うなど、私たちの暮らしに身近なことがとても重要なのです。



手をつけていない食料品（約120世帯、3日分）
燃焼ごみ組成調査より

第2節 重点施策と基本施策

本計画の重点施策と基本施策を以下のように定めます。

1 重点施策

- (1) 2Rを優先したごみの減量
- (2) 分別によるリサイクルの促進
- (3) 食品ロス削減の推進
- (4) プラスチックごみ削減の推進
- (5) 三者協働（市民・事業者・行政）の推進

2 基本施策

- (1) ごみの発生抑制を優先する社会への転換
- (2) 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築
- (3) 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進
- (4) 持続可能な低炭素社会実現に資する収集体制や処理システムの構築

第3節 計画目標

本計画の目標は、吹田市第4次総合計画及び吹田市第3次環境基本計画に基づき表2のとおり定め、達成指標及び活動指標についても表3のとおりとします。

表2 計画目標

目標	現況値 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
市民1人1日当たりのごみ排出量	835g	760g
リサイクル率	15.6%	25.6%

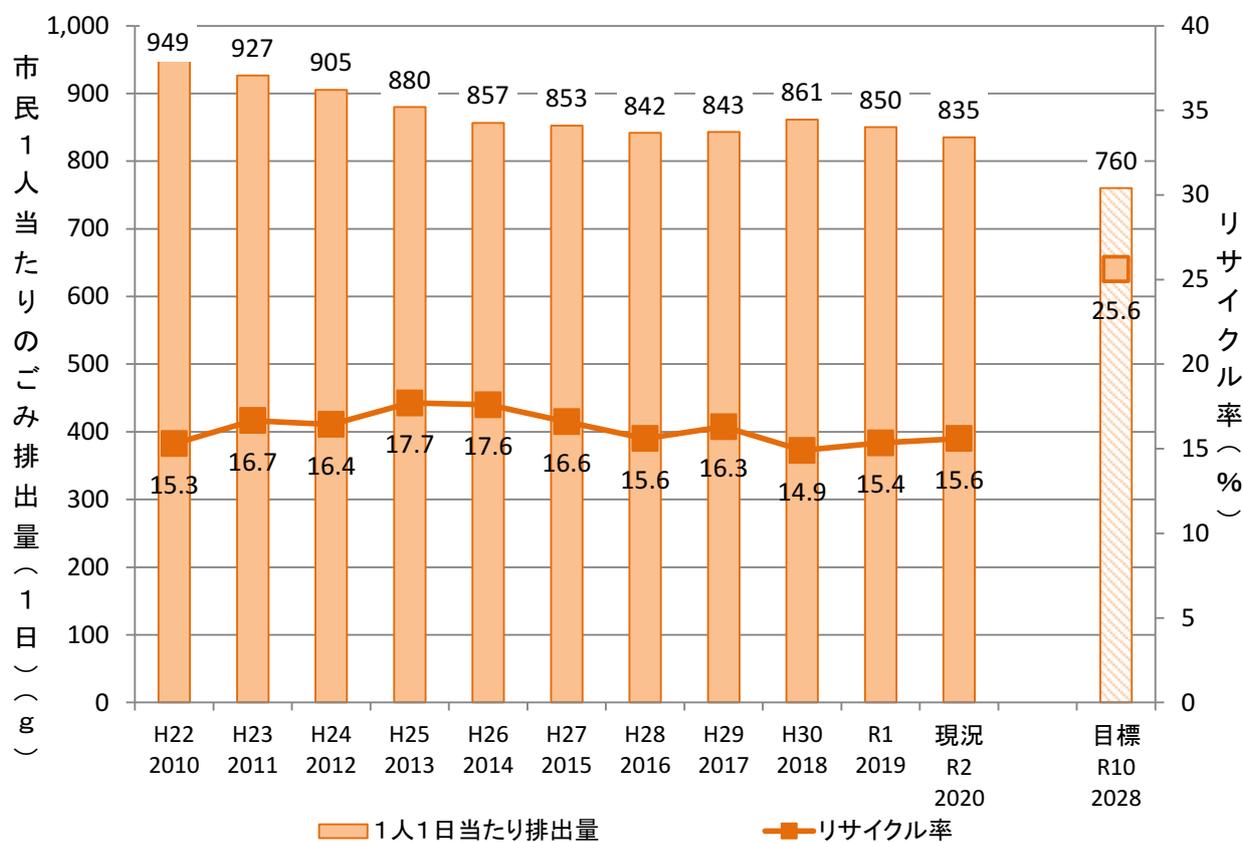


図18 計画目標

表 3 達成指標及び活動指標

指標		現況値 令和 2 年度 (2020 年度)	目標値 令和 10 年度 (2028 年度)
達成指標	ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなど ごみ減量の取組に満足している市民の割合	29.9% ^{※1}	40%
	燃焼ごみの年間搬入量	98,981 t	84,390 t
	ごみの年間排出量 家庭系ごみ	82,657 t	76,955 t
	ごみの年間排出量 事業系ごみ	31,800 t	27,646 t
	マイバッグ持参率	83%	87%
活動指標	食品ロス削減などのごみ削減啓発活動数（累 計）	112 回	520 回
	フードドライブの協力人数 （1 回あたり）	62 人 ^{※2}	150 人

※1 ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなどごみ減量の取組に満足している市民の割合は、数年に一度実施する調査のため
前回実施した平成 30 年度（2018 年度）の数値です。

※2 令和 2 年度（2020 年度）の平均値です。

第4節 市民・事業者・行政の役割

持続可能な循環型社会の構築には、市民、事業者、行政の三者が協働して取組を実践していく必要があります。

1 市民の役割

- (1) 日常の中で、不必要なものを買ったり受け取ったりしないように心掛けます。
- (2) 長く繰り返し使える商品を選びます。
- (3) 商品が壊れたら、すぐに捨てるのではなく修理します。
- (4) 事業者や行政が行うごみ減量・リサイクルの取組に参加・協力します。

2 事業者の役割

- (1) 原材料の選択や調理・加工過程の工夫によりごみの排出を抑制します。
- (2) 事業者間で連携してごみのリサイクルを行います。
- (3) 容器包装の簡素化や商品のばら売り、繰り返し使用できる商品の販売等、消費者が購入後に廃棄するごみの量を抑制します。
- (4) 自らが製造・販売を行った製品や容器等がごみとして排出された場合、可能な限り自主的に回収し、リユース・リサイクルします。
- (5) 市民や行政が行うごみ減量・リサイクルの取組に参加・協力します。

3 行政の役割

- (1) 一般廃棄物の適正処理を行います。
- (2) 一般廃棄物処理量の削減のため、計画策定や周知啓発等の各種取組を実施します。
- (3) ごみの減量・再資源化に係る計画や目標の設定等、市民・事業者に対する取組を支援します。
- (4) 北摂7市3町等、広域に行政間で連携してごみの減量・リサイクルに係る取組を進めます。

吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画 施策体系図

基本理念

使い捨てなどのライフスタイルを見直す

限りある資源を有効に使う

豊かな自然と共に生きる

環境に関する課題解決のキーワード（基本理念）
「MOTTAINAI」（もったいない）

重点施策

1 2Rを優先したごみの減量

- ▶ ごみ減量を意識したライフスタイルへの転換
- ▶ 簡易包装の促進や使い捨て製品の削減に向けた開発等
- ▶ 2Rの重要性について事業者との協働も含めた効果的な啓発、情報提供

他

3 食品ロス削減の推進

- ▶ フードドライブへの参加・協力
- ▶ 賞味期限の1/3ルールなど、食品ロスを生み出す商習慣の見直し
- ▶ 食品ロスに関する普及啓発の推進

他

2 分別によるリサイクルの促進

- ▶ 12種分別の分別排出ルールの徹底
- ▶ 事業活動における分別の徹底
- ▶ 12種分別の周知啓発
- ▶ 減量計画書やごみ減量マニュアルを通じた事業系ごみの分別の推進

他

4 プラスチックごみ削減の推進

- ▶ 使い捨てプラスチック製品の使用を削減
- ▶ 製品や容器包装に使用するプラスチックについて代替素材を積極的な利用
- ▶ プラスチックの減量・リサイクルについて、市民・事業者に働きかけを実施

他

1～4を推進するため協働による推進体制を構築

5 三者協働（市民・事業者・行政）の推進

- ▶ 主体性をもって、協働の場において役割を果たす
- ▶ 取組の輪を広げ、ライフスタイルやビジネススタイルに転換
- ▶ 三者協働の取組についての議論でコーディネーター役を担い、取組の推進の支援

他

基本施策

1 ごみの発生抑制を優先する社会への転換

- 食品ロスの削減やプラスチックごみを含むごみ減量・リサイクルに関する啓発活動や情報提供の充実化
- 市民団体や事業者との連携・協働による学校や地域の環境教育・環境学習の充実化
- 環境マネジメントシステムの普及や事業者向け啓発活動・情報提供活動の充実化
- 「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に基づくレジ袋削減に向けたPR活動の実施

2 多くの市民が取組みやすいリサイクルシステムの構築

- 12種分別の徹底、ごみの減量やリサイクルを市民全体に浸透させるための仕組みづくりの推進
- 資源ごみ分別収集やペットボトル・廃食用油の拠点回収の拡大など、リサイクル手段の拡充の推進
- 再生資源集団回収やエコイベントなど、地域リサイクル活動の活性化
- 再生品の使用拡大及び再生資源事業者との連携によるリサイクルシステムの安定化
- フードドライブの推進及びフードバンクとの連携

3 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

- 廃棄物管理責任者などを通じた排出管理指導の強化及び事業者全体に排出者責任の意識の浸透
- 事業系ごみに関する情報提供の充実、多量排出占有者への指導強化などによるリサイクルの促進
- 燃焼ごみ以外の搬入禁止の周知徹底及び古紙など資源回収ボックスの利用促進
- 剪定枝などのチップ化や腐葉土化など、市によるごみ減量行動の率先実行

4 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築

- リサイクルや適正処理などの推進に適した分別収集体制の確立
- 高齢者や障がい者等を対象とした収集体制の拡充
- 施設の適切な維持管理と計画的な整備など、持続可能な低炭素社会実現に寄与する処理システムの構築
- ごみ減量の推進による最終処分量の削減
- 災害廃棄物処理に関する計画の適正な運用

第3章 重点施策

第1節 吹田市の強みを生かした重点施策

1 重点施策の位置づけ

重点施策は、本計画の目標を達成するため、これまで本市が培ってきた知見や経験、あらゆる施策を通し、本市の特徴を生かし、早急に行うべき重要性を持ち、本計画全体を牽引するものです。

2 本市の特徴

本市はこれまで、ごみ減量やリサイクル等に関し、以下の特徴的な取組を行ってきました。

(1) 市民・事業者・行政の連携

市民・事業者・行政の3者からなる「ごみ減量再資源化推進会議」や「アジェンダ 21 すいた」を組織し、3者が連携することにより効果的なごみ減量への取組を図っています。

ア ごみ減量再資源化推進会議の取組

市内の市民団体・小売業・飲食業・製造業が参加する「ごみ減量再資源化推進会議」では、今後、食品小売店で賞味期限や消費期限までの日数が短い商品の積極的な購入により販売期限切れによる食品ロスの発生を抑える「手前取りキャンペーン」や、「フードドライブ」、「消費期限・賞味期限の違い等の周知」といった取組を推進しています。



吹田市ごみ減量再資源化推進会議

イ アジェンダ 21 すいたの「すいた食べきり運動」

市民一人ひとりが、食材購入時や飲食店利用時に食品ロスを出さないことを意識することで食品ロスの削減を目指す運動です。また、食品ロス削減の推進や啓発等の協力店である「すいた食べきり運動推進協力店」を募集、市内飲食店や大学内の食堂等 69 件（令和 3 年（2021 年）4 月現在）と共同して取り組んでいます。



協力店ステッカー

(2) 学生を含めた若い世代との連携

市内には5大学が立地し、大学、大学生とともに取組を進め、若年層にも意識付けを行っています。

ア 大学生と連携した啓発活動の実施

大学内でのマイバッグキャンペーンなど、学生とともに啓発活動に取り組むなど、若年層にも意識付けを行っています。

(大阪学院大学、大和大学、千里金蘭大学にて実施(平成30年(2018年)6月~12月))



啓発活動の様子

イ 使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収

吹田市では、HOYA 株式会社 アイケアカンパニーと協定を締結し、市の公共施設等で、市民の皆様より、使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収しています。

その一環として、大学キャンパス内に回収ボックスを設置しています。(大阪学院大学、関西大学に設置)



回収ボックス

ウ 使い捨てプラスチック削減動画コンテストの開催

大学生が日ごろの生活の中で気づいた使い捨てプラスチック削減のアイデアを、動画で募集、表彰するコンテストを令和元年(2019年)5月に開催しました。



使い捨てプラスチック削減

エ 大学でのごみ分別表の配架

学内にゴミ分別表を配架し、市外から転居してきた学生に対し、分別についての情報提供を行っています。

(3) 小売事業者との協働

レジ袋無料配布中止に関し、小売事業者と協定を締結するなど、事業者とも協働で施策を展開し効果的な事業を実施しています。

ア すいたレジ袋削減・マイバッグ推進協定

吹田市では、平成 17 年（2005 年）から、レジ袋削減・マイバッグ推進について、小売事業者との意見交換を開始し、その後、北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定を締結、平成 30 年（2018 年）6 月からは、令和 2 年（2020 年）7 月から開始された国によるレジ袋有料化策に先立ち、北摂地域 10 市町全体で、小売事業者 9 社とレジ袋有料化する等、小売事業者と共同で施策を展開し、効果的な事業を実施しています。



北摂 7 市 3 町と小売事業者 9 社

イ マイバッグ貸し出し実証実験

マイバッグを持参していない買い物客に無償でマイバッグを貸し出す実証実験を、令和元年（2019 年）6 月に、イオン吹田店と共同で実施しました。

(4) 資源リサイクルセンター

環境に関する啓発活動の拠点施設として、視察・見学者への案内、市民工房での体験活動や研修講座、各種イベント等を実施しているほか、市民参加型活動組織である公益財団法人千里リサイクルプラザ市民研究所による調査研究活動も行われています。



資源リサイクルセンター

ア 視察・見学者への案内

学生や市民団体、他都市行政、民間企業や海外から、毎年 6 千人程度※の視察・見学者を受け入れています。

※新型コロナウイルスの影響を受けた令和 2 年度を除く

イ イベントの開催

フリーマーケットを中心に、様々な体験型ワークショップを組み合わせたイベントを多数開催しています。



視察・見学者への案内

ウ 市民研究所

市民研究所では、年齢も職業も様々な市民研究員が、生活者の視点で、研究テーマを決めてプロジェクトチームをつくり、調査・研究・実践活動を行っています。

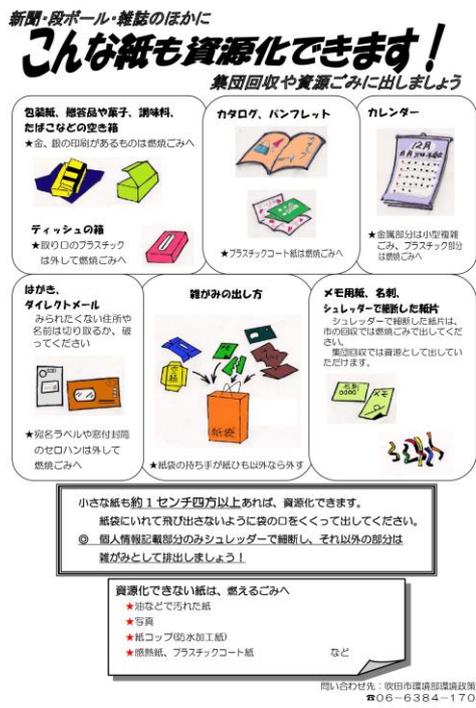
- 令和3年度（2021年度）市民研究員プロジェクトチーム研究内容
- 手作りおもちゃと環境
 - エコ体験
 - 市民とお店をエコでつなく
 - ごみゼロへのシステム研究
 - 身近な環境を調べる
 - SDGs 啓発プログラム作成

(5) ごみの12種分別

ごみの12種分別の実施により市民の分別意識を高め、ごみのリサイクルを図っています。また、本市は平成4年度（1992年度）から有害危険ごみを分別収集しており、蛍光灯、乾電池、水銀等、有害な物質を含むものを適正に処理しています。



12種分別表



紙の資源化の啓発チラシ

第2節 重点施策と各主体の役割

重点施策として次の5つを設定します。本市の特徴を生かして、効果的に重点施策を進めていきます。

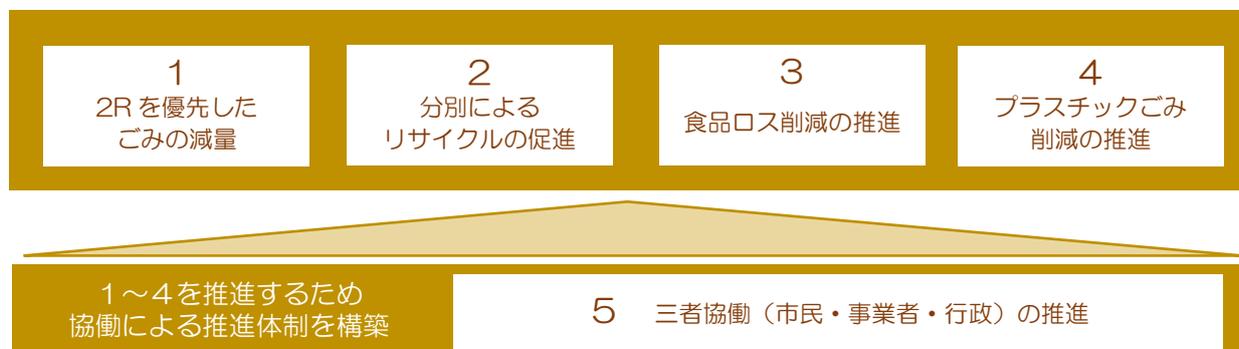


図 19 重点施策

1 2Rを優先したごみの減量

本計画の基本理念である「MOTTAINAI」（もったいない）を、実践的な行動に繋げ、ごみの排出抑制を図ります。「はじめからごみになるものを購入しない、もらわないことを心がける」、「なるべく長持ちするものを選択する」等のライフスタイルの醸成を目指していくことが重要です。また、これらのライフスタイルに沿った商品やサービスを提供する事業者を増やしていくことで、ビジネススタイルの転換を図ります。

市民・事業者・行政の役割分担	
〈市民〉	(1) 使い捨てや、ごみとなる商品は購入しないなど、ごみ減量を意識したライフスタイルへの転換 (2) 使わなくなったものは捨てず、あらゆる機会を通してリユースを心がける (3) リサイクルショップや修理の対応ができる事業者の活用 (4) フリマアプリ活用等により、大学生を中心に転入者・転出者の引っ越しに伴う大型複雑ごみ・片付けごみのリユース
〈事業者〉	〈市民の2Rへの支援〉 (1) 簡易包装の促進や使い捨て製品の削減に向けた開発等 (2) 家庭から出る資源を店頭で回収 (3) 商品を長期に使用するための修理等の情報提供 〈事業者が事業活動で出るごみの2R〉 (4) リターナブル容器の利用やデポジット制の導入 (5) 流通での通い箱やパレットの活用 (6) 製品の修理や補修の体制の整備等のリユースの取組
〈行政〉	(1) 2Rの重要性について事業者との協働も含めた効果的な啓発、情報提供 (2) 目標達成に向けた市民、事業者との意識共有 (3) 多量排出事業者に対するごみ減量の指導、啓発、情報提供の実施 (4) 環境教育・環境学習の拡充 (5) 資源リサイクルセンターを活用した啓発の推進

2 分別によるリサイクルの促進

紙類は、厨芥類とプラスチック類と並んで、ごみの中でも発生割合が高くなっています。そこで、12 種分別の徹底や集団回収の活性化、拠点回収箇所の拡充などにより、紙類を中心とした分別排出、リサイクルを促進します。なお、今後国等の動向を踏まえ、必要に応じて本市の最適な分別方法について、適宜見直していきます。

市民・事業者・行政の役割分担

〈市民〉	(1) 12 種分別の分別排出ルール of 徹底 (2) 再生資源集団回収、拠点回収の利用
〈事業者〉	(1) 店頭での拠点回収箇所の提供 (2) 事業活動における分別の徹底
〈行政〉	(1) 12 種分別の周知啓発 (2) 再生資源集団回収への雑がみ排出の周知・啓発 (3) 再生資源集団回収の活性化支援 (4) 減量計画書やごみ減量マニュアルを通じた事業系ごみの分別の推進

3 食品ロス削減の推進 ※第2部食品ロス削減推進計画にも関連情報があります。

食品ロスは、家庭で発生するものと、飲食店やスーパーマーケットや商店街の食品小売店などの事業者で発生するものとに大別されます。消費者である市民、事業者のそれぞれでの取組とともに、市民・事業者・行政が連携して取り組みます。

市民・事業者・行政の役割分担

〈市民〉	(1) フードドライブへの参加・協力 (2) 冷蔵庫を確認した上での計画的な買物 (3) 買い物時に賞味・消費期限が近い食品の率先購入（食品の手前取りの実施） (4) 食材の無駄が出ない調理の実践 (5) 適切な方法による食品の保存
〈事業者〉	(1) フードバンクの活用やフードドライブの実施・協力 (2) 食品の手前取りキャンペーンの実施 (3) 賞味期限の 1/3 ルールなど、食品ロスを生み出す商習慣の見直し (4) 来客予想に基づいた発注量の適正化 (5) 食べ残し持ち帰り容器（mottECO [※] ）の導入や小盛等の分量を決められるメニューの提供
〈行政〉	(1) フードバンクの支援及びフードドライブの実施 (2) 「アジェンダ 21 すいた」と連携した「すいた食べきり運動」の推進 (3) 食品ロスに関する普及啓発の推進 (4) レジ袋削減・マイバッグ推進協定事業者との連携強化及び啓発の推進 (5) ごみ減量再資源化推進会議を活用した食品ロスに対する意識の浸透

※ 環境省が開催した「NEW ドギーバッグアイデアコンテスト」で選定された飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の新たな名称です。「mottECO」は「もっとエコ」「持って帰ろう」というメッセージが込められています。

4 プラスチックごみ削減の推進

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。プラスチックごみの最適な分別収集・リサイクルの検討をするとともに、プラスチックごみ削減に向けて、市民・事業者・行政が連携して取り組みます。

市民・事業者・行政の役割分担

〈市民〉	<ul style="list-style-type: none"> (1) プラスチックを代替する素材を用いた製品を積極的に利用 (2) 使い捨てプラスチック製品の使用を削減 (3) マイバッグやマイボトル等の利用 (4) ペットボトルの分別排出の徹底
〈事業者〉	<ul style="list-style-type: none"> (1) 使い捨てプラスチックごみの削減 (2) 製品や容器包装に使用するプラスチックについて代替素材の積極的な利用 (3) 大学における分別回収の徹底及び効果的な削減手法の検討
〈行政〉	<ul style="list-style-type: none"> (1) ペットボトルをはじめとしたプラスチックごみの最適な分別収集の検討 (2) プラスチックごみ全般のリサイクル手法の研究 (3) 市の調達物品についてプラスチックを使用していないものを優先的に選択 (4) プラスチックの減量・リサイクルについて、市民・事業者に働きかけを実施

5 三者協働（市民・事業者・行政）の推進

市民・事業者・行政の三者協働のプラットフォームである「吹田市ごみ減量再資源化推進会議」や「アジェンダ 21 すいた」について、連携を強化し、早急に取り組むべき課題である食品ロスやプラスチックごみの削減等の解決を図ります。

市民・事業者・行政の役割分担

〈市民・事業者〉	<ul style="list-style-type: none"> (1) 主体性をもって、協働の場において役割を果たす (2) 取組の輪を広げ、ライフスタイルやビジネススタイルに転換
〈行政〉	<ul style="list-style-type: none"> (1) 三者協働の取組についての議論でコーディネート役を担い、取組の推進の支援 (2) 協働に関する情報提供を充実するとともに、市民・事業者に議論への参加を幅広く呼びかけ、三者協働の取組の支援 (3) 若い世代の参加者を増やし、幅広い年代と問題意識を共有したうえでの多角的な視点からの施策を展開

第4章 目標達成に向けた基本施策

第1節 基本施策の体系

基本の柱	施策
1 ごみの発生抑制を優先する社会への転換	(ア) 食品ロスの削減やプラスチックごみを含むごみ減量・リサイクルに関する啓発活動や情報提供の充実化
	(イ) 市民団体や事業者との連携・協働による学校や地域の環境教育・環境学習の充実化
	(ウ) 環境マネジメントシステムの普及や事業者向け啓発活動・情報提供活動の充実化
	(エ) 「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に基づくレジ袋削減に向けたPR活動の実施
2 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築	(ア) 12種分別の徹底、ごみの減量やリサイクルを市民全体に浸透させるための仕組みづくりの推進
	(イ) 資源ごみ分別収集やペットボトル・廃食用油の拠点回収の拡大など、リサイクル手段の拡充の推進
	(ウ) 再生資源集団回収やエコイベントなど、地域リサイクル活動の活性化
	(エ) 再生品の使用拡大及び再生資源事業者との連携によるリサイクルシステムの安定化
	(オ) フードドライブの推進及びフードバンクとの連携
3 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進	(ア) 廃棄物管理責任者などを通じた排出管理指導の強化及び事業者全体に排出者責任の意識の浸透
	(イ) 事業系ごみに関する情報提供の充実、多量排出占有者への指導強化などによるリサイクルの促進
	(ウ) 燃焼ごみ以外の搬入禁止の周知徹底及び古紙など資源回収ボックスの利用促進
	(エ) 剪定枝などのチップ化や腐葉土化など、市によるごみ減量行動の率先実行
4 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築	(ア) リサイクルや適正処理などの推進に適した分別収集体制の確立
	(イ) 高齢者や障がい者等を対象とした収集体制の充実化
	(ウ) 施設の適切な維持管理と計画的な整備など、持続可能な低炭素社会実現に寄与する処理システムの構築
	(エ) ごみ減量の推進による最終処分量の削減
	(オ) 災害廃棄物処理に関する計画の適正な運用

第2節 基本施策の内容

1 ごみの発生抑制を優先する社会への転換

(1) 施策と具体的な内容

施策	具体的な内容
ア 食品ロスの削減やプラスチックごみを含むごみ減量・リサイクルに関する啓発活動や情報提供の充実化	(ア)食品ロス削減の取組
	(イ)プラスチックごみ削減の取組
	(ウ)多様なルートによる情報提供・啓発活動の推進
	(エ)繰り返し使える製品や詰替え製品、ワンウェイ製品の代替品の普及
	(オ)リユースの取組の促進
イ 市民団体や事業者との連携・協働による学校や地域の環境教育・環境学習の充実化	(ア)三者協働による循環型社会形成の構築
	(イ)環境教育・学習の充実
ウ 環境マネジメントシステムの普及や事業者向け啓発活動・情報提供活動の充実化	(ア)事業者向けのごみ減量情報の提供や啓発活動の充実
	(イ)多量排出占有者に対する指導の充実
	(ウ)環境マネジメントシステム（EA21 や ISO14001 等）の普及・浸透
	(エ)事業系ごみ対策
エ 「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に基づくレジ袋削減に向けたPR活動の実施	(ア)マイバッグ持参率の維持
	(イ)キャンペーン活動等における市民へのPR活動の充実

(2) 具体的な内容

ア 食品ロスの削減やプラスチックごみを含むごみの減量・リサイクルに関する啓発活動や情報提供の充実化

(ア) 食品ロスの削減への取組

「食品ロス削減推進計画」に定められている施策に即して、食品ロス削減の取組を重点的に実施します。

(イ) プラスチックごみ削減への取組

ワンウェイプラスチック容器であるペットボトルの利用削減を目的に給水スポットを地域に広げ、マイボトルの利用を図るとともに、レジ袋削減の為にマイバッグを推進し、プラスチックごみの排出抑制に取り組みます。

令和4年（2022年）4月に施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、本市においては、プラスチックごみの分別収集や収集コスト等の様々な課題及び国・大阪府の動向を踏まえ、分別収集及び再商品化等について検討を行います。また、事業者がプラスチックの使用量を削減し、リサイクルするよう促進します。

(ウ) 多様なルートによる情報提供・啓発活動の推進

環境施設見学会や講習会等のイベント、事業者や他自治体との啓発活動、資源リサイクル

ルセンターが実施する環境啓発イベント等の市民への情報提供を充実させます。また、市内の大学等と連携し若年層への啓発活動を充実させます。

(エ) 繰り返し使える製品や詰替え製品、ワンウェイ製品の代替品の普及

マイバッグ・マイカップ・マイボトルの推進、イベント等においてリユース食器を使用するよう指導や情報提供を行います。また、行政自身も使い捨てになるワンウェイ製品の利用を低減させます。

(オ) リユースの取組の促進

だれもが気軽に、必要とする人に不用品を譲ることができるように、イベントに合わせ開催するフリーマーケット等を推奨・支援します。

イ 市民団体や事業者との連携・協働による学校や地域の環境教育・環境学習の充実化

(ア) 三者協働による循環型社会の構築

吹田市ごみ減量再資源化推進会議において、市民・事業者・行政が一体となり、食品ロスやプラスチックごみの削減をはじめとしたごみ減量の取組を議論し、展開します。

(イ) 環境学習・教育の充実

小中学生に向けた環境学習・教育を充実させるため、教育委員会や学校などとの連携を強化します。また千里リサイクルプラザ市民研究所をはじめとした市内 NPO 団体等との連携を強化し学校での環境学習支援活動を推進します。また、新たに幼稚園等に対して働きかけを行います。

ウ 環境マネジメントシステムの普及や事業者向け啓発活動・情報提供活動の充実化

(ア) 啓発活動・情報提供活動の充実

市ホームページや、各種講習会や施設見学会等の内容を充実させます。また、吹田商工会議所や江坂企業協議会等と連携し、充実した情報提供をします。

(イ) 多量排出占有者に対する情報提供の充実

ごみ減量マニュアルの内容を充実し、減量指導を強化します。また、燃焼ごみ中に雑がみを排出している事業者を中心に、指導及び情報提供を行います。

(ウ) 環境マネジメントシステム（エコアクション 21 等）の普及・浸透

庁内で連携して、環境マネジメントシステムを普及・浸透させます。

(エ) 事業系ごみ対策

排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の区分を周知し、産業廃棄物についても適正処理するよう指導します。

エ 「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に基づくレジ袋削減に向けた PR 活動の実施

(ア) マイバッグ持参率の維持

レジ袋有料化の義務化により高まったマイバッグの持参率を維持します。

(イ) キャンペーン活動等における市民への PR 活動の充実

北摂地域でのキャンペーン活動やホームページ等において、市民へ広く PR します。

(3) 現状

前計画では、市民公益活動団体（自治会、市内NPO等）や（公財）千里リサイクルプラザとの連携を強化し、市民には地域環境学習活動支援制度の充実、事業者には環境マネジメントシステムの導入促進など、啓発活動や情報提供活動の拡充に取り組んできました。

具体的には、市民・事業者にリデュース（発生抑制）やリユースの2R活動を優先して実施するよう促すとともに、食品ロス削減等の無駄な資源の浪費の抑制や、ごみを出さない環境に配慮した行動への誘導に取り組んできました。さらに、本市の役割として市民・事業者・行政の三者が意見交換を行う場を提供し、関係者の連携を図ることにより、市民・事業者・行政の三者協働によるごみ減量の取組の展開を進めてきました。

(4) 課題

ア 前計画で達成できなかった課題

(ア) 環境教育、環境学習の充実

現在、市のごみ減量啓発は講習会や施設見学会の実施、広報・啓発が中心となっています。しかし、環境問題に幼少期から慣れ親しみ、自分のこととして考えるきっかけをつくるのが重要であることから、絵本の作成など子供が親しみを感じて環境意識を醸成する機会をつくることや教育現場での啓発等、幼少期からの学習機会を増やす必要があります。

(イ) 大学生と連携した啓発活動等の実施

意識調査等によると、若年層のごみ減量意識は他の年代よりも低く、若年層向けの対策を強化する必要があります。本市は大学が多く、大学生向けの啓発活動等が効果的と考えられます。

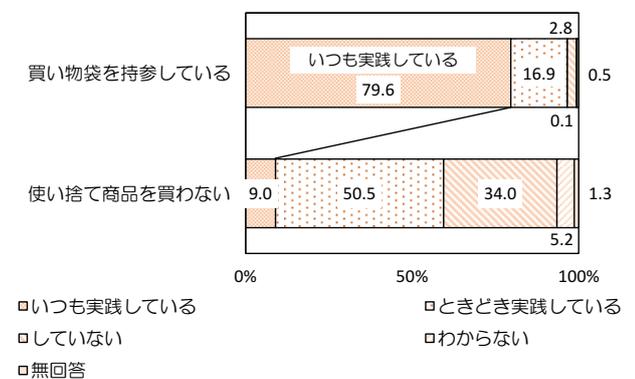
イ 市民・事業者アンケート調査から見える課題

「いつも実施している」と回答した、ごみを減らすために行っている行動については、「使い捨て商品を買わない（約9%）」は、他のごみ減量の行動と比べて、実施率が低いです。また、事業所でも「紙コップや割りばし等を使わず、マイボトルやマイ箸等を使う」ようにしていると回答した事業所は約18%でした。そのため、ごみの発生抑制を優先する意識の醸成や行動の推進が必要です。

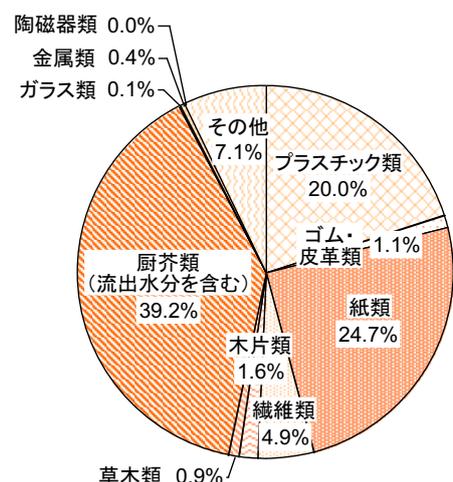
ウ 燃焼ごみ組成調査から見える課題

燃焼ごみでは、厨芥類が約39%、プラスチック類が約20%を占めます。厨芥類については、フードドライブ、フードバンクの活動の活性化、プラスチック類については、マイバッグ、マイボトルの持参等によるプラスチック使用量の削減が必要です。

市民アンケート調査結果（回答数：992）



燃焼ごみ組成調査結果（重量ベース）



(5) 施策の方向性

「食品ロスの削減やプラスチックごみを含むごみ減量・リサイクルに関する啓発活動や情報提供の拡充」や「市民団体や事業者との連携・協働による学校や地域の環境教育・環境学習の拡充」等、リデュース（発生抑制）を優先するような情報を発信し、社会への転換のきっかけをつくります。

(6) これまでの取組

ア 特徴的な取組

(ア) 「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」の締結

北摂地区7市3町※は北摂地域に店舗がある9事業所と、ごみと二酸化炭素の排出抑制をするため、平成30年（2018年）4月にレジ袋無料配布中止を趣旨とする「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結しました。現在では食品スーパー12社と協定を締結し、うち11社がレジ袋の無料配布を中止しています。協定では、「マイバッグ持参率80%」を統一目標として掲げ、レジ袋無料配布中止や、事業者と自治体が連携し、レジ袋削減に向けたPR活動などを行うことを定めています。

※ 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町

(イ) すいた食べきり運動推進協力店の登録制度の実施

アジェンダ21すいたと連携して、啓発グッズの設置や配布に協力いただいた飲食店を「すいた食べきり運動推進協力店」として登録しています。現在は69店舗が登録しています（令和3年（2021年）4月現在）。

イ これまでの取組一覧

項目	取組実績
啓発活動・情報提供活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減の講習会を実施 マイバッグキャンペーン等の実施 フードドライブの実施 市報及び市ホームページにて啓発 市が実施する啓発活動に市民研究員が協力
環境教育・環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> 吹田市ごみ減量再資源化推進会議を1回開催 (公財)千里リサイクルプラザと共催で「環境学習発表会」を開催 市立小学校4年生にパッカー車を用いた出前講座を実施
事業者が自主的に環境に配慮した行動を実践	<ul style="list-style-type: none"> 事業者向けごみ減量研修会を1回実施 ごみ減量マニュアル等を送付
三者協働による発生抑制型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> 北摂地域7市3町の市報にて、レジ袋削減に関する記事を一齐に周知 食品ロス削減のための2R（リデュース（発生抑制）・リユース）行動の市民啓発として、吹田市ごみ減量再資源化推進会議を1回開催 フードドライブの実施 「アジェンダ21すいた」と連携し、食べ残しを削減するための啓発グッズの掲示に賛同した69店舗を「すいた食べきり運動推進協力店」として登録（令和3年（2021年）4月現在）

2 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築

(1) 施策と具体的な内容

施策	具体的な内容
ア 12 種分別の徹底、ごみの減量 やリサイクルを市民全体に浸 透させるための仕組みづくり の推進	(ア)分別排出ルールの浸透とそのための仕組みづくり (イ)雑がみのリサイクル率向上のための情報提供及び啓発 (ウ)最適な分別方法の検討
イ 資源ごみ分別収集やペットボ トル・廃食用油の拠点回収の 拡大など、リサイクル手段の 拡充の推進	(ア)ペットボトル拠点回収の促進 (イ)家庭系廃食用油拠点回収の充実 (ウ)事業者との連携による資源物の回収 (エ)トレイ等の店頭回収の利用促進 (オ)資源物持ち去り行為者への対策
ウ 再生資源集団回収やエコイベ ントなど、地域リサイクル活 動の活性化	(ア)再生資源集団回収の活性化方策の充実 (イ)吹田市廃棄物減量等推進員の活動の充実 (ウ)すいたエコイベントの促進
エ 再生品の使用拡大及び再生資 源事業者との連携によるリサ イクルシステムの安定化	(ア)再生品の使用推進 (イ)再生資源事業者との連携強化
オ フードドライブの推進及びフ ードバンクとの連携	(ア)フードドライブの普及活動の実施と参加の促進 (イ)事業者が実施するフードドライブへの協力 (ウ)フードバンク活動の支援

(2) 具体的な内容

ア 12 種分別の徹底、ごみの減量やリサイクルを市民全体に浸透させるための仕組みづくりの推進

(ア) 分別排出ルールの浸透とそのための仕組みづくり

分別が不十分なワンルームマンション等、賃貸マンションのオーナーや不動産会社等に対して、入居者に分別排出ルールを啓発するよう求めます。

(イ) 雑がみのリサイクル率向上のための情報提供及び啓発

リサイクル可能な雑がみに関する情報や家庭内での分別方法に関する情報の提供を充実させます。また、廃棄物減量等推進員と連携して、地域への雑がみの分別排出ルールを浸透させます。

(ウ) 最適な分別方法の検討

国、大阪府の動向を踏まえて、本市の状況にとって最適な分別方法を検討します。

イ 資源ごみ分別収集やペットボトル・廃食用油の拠点回収の拡大など、リサイクル手段の拡充の推進

(ア) ペットボトル拠点回収の促進

本市及び容器包装類の販売店が設置しているペットボトル回収拠点の利用を促進します。

(イ) 家庭系廃食用油拠点回収の充実

家庭用廃食用油の拠点回収場所を拡大します。

(ウ) 事業者との連携による資源物の回収

事業者との連携により、使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収をはじめとして、資源物の回収を促進します。

(エ) トレイ等の店頭回収の利用促進

トレイや牛乳パック等の資源物の店頭回収の利用を促進します。また、店頭での資源物の回収量の把握に努めます。

(オ) 資源物持ち去り行為者への対策

定期的にパトロールを行い、資源ごみの持ち去り行為者に指導します。
併せて、市民に対して持ち去り行為をされないための啓発を行います。

ウ 再生資源集団回収やエコイベントなど、地域リサイクル活動の活性化

(ア) 再生資源集団回収の活性化方策の充実

再生資源集団回収で雑がみが集められるよう、啓発を行います。また、再生資源集団回収が活発に行われている地域の活動を紹介する等して、既存の実施団体の活動を活性化させます。さらに、新規マンションのごみ置場完了検査や廃棄物減量等推進員全体会等で啓発し、実施団体の増加を図ります。

(イ) 吹田市廃棄物減量等推進員の活動の充実

吹田市廃棄物減量等推進員と連携し、地域へごみの分別排出ルールを浸透させます。

(ウ) すいたエコイベントの促進

出前講座等で啓発し、すいたエコイベント宣言を普及させます。また、地域の祭り等で発生するイベント系ごみのリデュース（発生抑制）・リユース促進のために情報提供をします。

エ 再生品の使用拡大及び再生資源事業者との連携によるリサイクルシステムの安定化

(ア) 再生品の使用推進

再生品に記載されるマークを周知する等して、再生品の使用を推進します。

(イ) 再生資源事業者との連携強化

事業者と情報交換を行い、再生資源の現状と今後の動向を把握します。

オ フードドライブの推進及びフードバンクとの連携

(ア) フードドライブの普及活動の実施と参加の促進

お中元やお歳暮等、多量の食品ロスが見込まれる時期にあわせてフードドライブを実施し、市民への参加を積極的に呼びかけ、福祉や児童部局等と連携して食品を必要としている人に提供します。

(イ) 事業者が実施するフードドライブへの協力

事業者が実施するフードドライブについて、周知や食品提供先の紹介等の協力をします。

(ウ) フードバンク活動の支援

フードドライブで集めた食品を提供する等して、フードバンク活動を支援します。

(3) 現状

前計画では、分別排出ルールの徹底とともに、分別収集・拠点回収の拡充、量販店や商店街と協働した店頭回収の充実、地域リサイクル活動の活性化などに努め、市民の生活スタイルの多様化に対応して、多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの確立に取り組みました。

(4) 課題

ア 前計画で達成できなかった課題

再生資源集団回収の活性化方策の充実

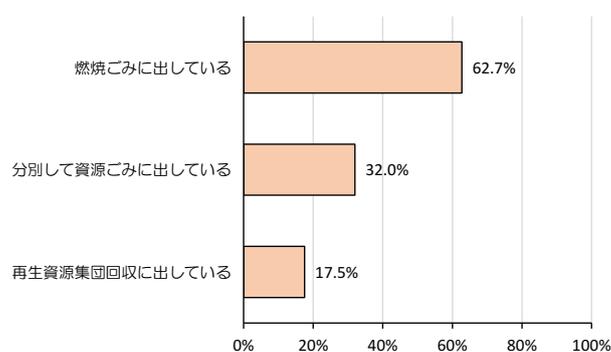
再生資源集団回収は、子供会の解散等により年々縮小しています。再生資源集団回収未実施のマンションに働きかけたり、再生資源集団回収に排出できる品目を再周知したりして、再生資源集団回収の活性化を図る必要があります。

イ 市民・事業者アンケート調査から見える課題

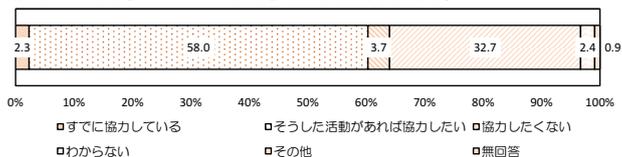
市民の約 63%が「雑がみ」という言葉を知らなかったと回答しており、雑がみを燃焼ごみに出している割合も約 63%と高い割合でした。そのため、雑がみについての情報提供や分別を推進していく必要があります。

また、市民の約 58%がフードバンク、フードドライブの活動があれば協力したいと回答しており、その活動支援や参加の呼びかけ等の活性化をする必要があります。

市民アンケート調査結果（回答数：992）



問「フードバンク」や「フードドライブ」の活動に協力できますか。



ウ 燃焼ごみ組成調査から見える課題

燃焼ごみに含まれる資源化可能物の割合は、約 73%とくらべて、約 66%と減少しており、資源化が進んでいます。更なる資源化を進めるため、雑がみ（燃焼ごみの約 5%）の分別・リサイクルの推進や食品ロス削減の推進が必要です。また、ペットボトル（燃焼ごみの約 2%）についても、回収拠点の拡充等、ごみの減量やリサイクルのシステムの構築が必要です。

エ 近年のごみ量の推移から見える課題

人口の増加による影響もあり、家庭系ごみは増加傾向です。増加の要因である転入者も参加しやすいリサイクルシステムを構築する必要があります。

(5) 施策の方向性

「12 種分別の徹底、ごみの減量やリサイクルを市民全体浸透させるための仕組みづくりの推進」や「資源ごみ分別収集やペットボトル・廃食用油の拠点回収の拡大等、リサイクル手段の拡充の推進」等、様々な立場の市民が参加しやすいリサイクルシステムを構築します。

(6) これまでの取組

ア 特徴的な取組

(ア) 家庭用食用油の回収

燃焼ごみの減量及び資源の有効利用を図ることを目的として、一般家庭から排出される廃食用油を回収・リサイクルしています。回収拠点は、本庁舎・出張所などをはじめとする 14 箇所に設置しています。

(イ) 再生資源集団回収の推進

ごみ排出量の削減と効率的なリサイクルの促進、市民のごみ問題に関する意識の向上を図るため、古紙や古布などの再生資源の集団回収活動を推進しています。市内の自治会・子供会などの集団回収活動に対し、再生資源集団回収実施届出団体には回収量 1 kg につき 7 円の報償金を交付しています。回収量は新聞などの発行部数と比例して減少しています。また、実施団体数は横ばい、参加世帯数は減少傾向のため、啓発活動に努めています。

イ これまでの取組一覧

項目	取組実績
分別排出ルール of 浸透とそのため of 仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">市内大学に 12 種分別表や啓発チラシを配架、SNS を活用し、分別方法を説明市民課の協力のもと、転入手続き時に 12 種分別表を市民に配布賃貸マンションのオーナー等へ入居者に対する分別排出ルール等の情報提供を依頼市ホームページや市報にて雑がみ分別の情報提供廃棄物減量等推進員全体会にて雑がみの分別について啓発
市、事業者が提供するリサイクル手段を拡充	<ul style="list-style-type: none">公共施設等にペットボトルの拠点回収場所を設置小売事業者等に対してペットボトルの自主回収や拠点回収を要請廃食用油拠点回収拠点を公共施設等に設置市ホームページにて資源ごみ拠点回収の場所や回収方法を周知使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収
地域リサイクル活動を活性化	<ul style="list-style-type: none">廃棄物減量等推進員全体会で新たに「食品ロス」や「プラスチックごみの削減」等について説明再生資源集団回収の手引きを登録団体に配付廃棄物減量等推進員全体会や新設マンションのごみ庫完了検査時等に集団回収の実施を呼びかけエコイベント宣言等の実施方法を市ホームページ等において周知
リサイクルシステムを安定化	<ul style="list-style-type: none">資源リサイクルセンターにてリサイクルの実績やリサイクル品の展示再生資源事業者と連携し、市が収集した資源物を売却

3 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

(1) 施策と具体的な内容

施策	具体的な内容
ア 廃棄物管理責任者などを通じた排出管理指導の強化及び事業者全体に排出者責任の意識の浸透	(ア) 収集運搬許可業者への指導強化
	(イ) 廃棄物管理責任者を通じた排出管理指導強化
	(ウ) 毎月2t未満の排出事業者への指導強化
	(エ) 市内大学における廃棄物減量の促進
イ 事業系ごみに関する情報提供の充実、多量排出占有者への指導強化などによるリサイクルの促進	(ア) ごみ減量マニュアルの内容の充実
	(イ) 事業系ごみの減量及びリサイクルの指導
	(ウ) 食品リサイクル等の推進
	(エ) 事業者主催のイベント系ごみのリデュース（発生抑制）及びリユース食器の利用推進
ウ 燃焼ごみ以外の搬入禁止の周知徹底及び古紙など資源回収ボックスの利用促進	(ア) 資源循環エネルギーセンターにおける搬入検査の継続実施
	(イ) 資源循環エネルギーセンターへ搬入できないごみの周知徹底
	(ウ) 市内大学における古紙分別回収ボックスの設置の推進
エ 剪定枝などのチップ化や腐葉土化の肥料化や建設資材化など、市によるごみリサイクル行動の率先実行	(ア) 市職員へのごみ分別・減量の推進
	(イ) 庁内における除草ごみ、剪定枝等のリサイクルの推進
	(ウ) 剪定枝などバイオマス資源活用の検討

(2) 具体的な内容

ア 廃棄物管理責任者などを通じた排出管理指導の強化及び事業者全体に排出者責任の意識の浸透

(ア) 収集運搬許可業者への指導強化

収集運搬許可業者に対して、ごみの収集運搬に関する指導を強化します。

(イ) 廃棄物管理責任者を通じた排出管理指導強化

多量排出占有者^{*}に対して、減量計画書等の提出を求め、資源分別、廃棄物の削減に取り組むよう指導を強化します。

^{*}毎月2t以上の一般廃棄物を排出する事業者を多量排出占有者とし、事業系一般廃棄物の減量計画書の提出を求めています。

(ウ) 毎月2t未満の排出事業者への指導強化

事業者に対し、事業活動に伴うごみを家庭系ごみへ排出しないように指導します。また、ごみの分別排出及び減量について指導を強化します。

(エ) 市内大学における廃棄物減量の促進

これまでの連携を活かして、使い捨てコンタクト空ケース回収等、プラスチックごみ削減やフードドライブへの協力による食品ロスの削減等、ごみ減量の取組を推進します。また、学園祭におけるエコステーションの設置を推進します。

イ 事業系ごみに関する情報提供の充実、多量排出占有者への指導強化などによるリサイクルの促進

(ア) ごみ減量マニュアルの内容の充実

ごみ減量マニュアルに分別及びリサイクルの方法や食品ロス削減等についての記載を充実させます。

(イ) 事業系ごみの減量及びリサイクルの指導

分別方法やリサイクルの方法を記載したチラシ等を活用し、事業系ごみの減量及びリサイクルするよう指導します。

(ウ) 食品リサイクル等の推進

食品リサイクル法に基づき、適切なリサイクル方法の情報提供や周知を進め、リサイクルを推進します。

(エ) 事業者主催のイベント系ごみのリデュース（発生抑制）及びリユース食器の利用推進

事業者が主催するイベントで発生するごみのリデュース（発生抑制）とリユース食器の利用を推進します。

ウ 燃焼ごみ以外の搬入禁止の周知徹底及び古紙など資源回収ボックスの利用促進

(ア) 資源循環エネルギーセンターにおける搬入検査の継続実施

資源循環エネルギーセンターにおいて、事業系燃焼ごみの搬入検査を継続的に実施し、一般廃棄物の燃焼ごみ以外の搬入禁止に努めます。

(イ) 資源循環エネルギーセンターへ搬入できないごみの周知徹底

資源循環エネルギーセンターへ搬入できないごみの種類等の周知を徹底します。

(ウ) 市内大学における古紙分別回収ボックスの設置の推進

市内大学において紙類の分別が更に徹底されるよう、回収ボックスの設置を促進します。

エ 剪定枝のチップ化や腐葉土化など、市によるリサイクル行動の率先実行

(ア) 市職員へのごみ分別・減量の推進

庁内で発生する古紙等の分別及びリサイクルを徹底します。「すてるのもったいないシステム（スモシー）」やグリーン購入を活用し、ごみの減量・プラスチック代替品の利用を推進します。

(イ) 庁内における除草ごみ、剪定枝等のリサイクルの推進

公園や道路の街路樹等の剪定枝のリサイクルを推進します。また、庁内における除草ごみ、剪定枝等のリサイクルの状況を調査し、行政から排出される廃棄物の減量・リサイクルを推進します。

(ウ) 剪定枝などのバイオマス資源の活用の検討

剪定枝などのバイオマス資源の有効活用を検討します。

(3) 現状

事業者に対して啓発活動を強化するとともに、多量排出占有者については、一般廃棄物減量計画書の提出、廃棄物管理責任者の選任を通じて、ごみの自主管理を定着させる取組を推進しました。また、公共施設ではごみ減量行動を率先して実行してきました。

(4) 課題

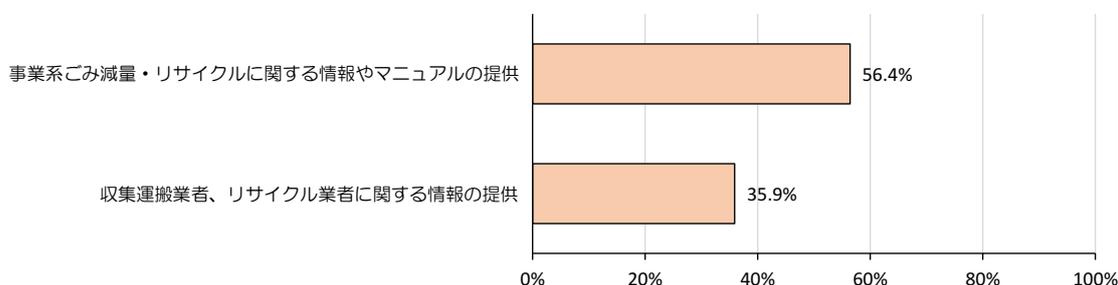
ア 前計画で達成できなかった課題

排出事業者や収集運搬許可業者への減量・適正処理の指導やごみ減量マニュアルの作成・送付等の啓発を実施していますが、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によりごみ排出量が減少した令和2年度（2020年度）を除いて、事業系ごみの排出量は近年ほぼ横ばいです。そのため、指導の徹底や更なる啓発が必要です。

イ 市民・事業者アンケート調査から見える課題

事業者意識調査では、ごみ減量・リサイクルの推進のために事業系ごみ減量・リサイクルに関する情報（約56%）やマニュアルの提供や収集運搬業者、リサイクル業者に関する情報（約36%）を求めている事業者が多く、マニュアルの充実や優良な収集運搬業者、リサイクル業者の紹介等の情報提供が必要です。

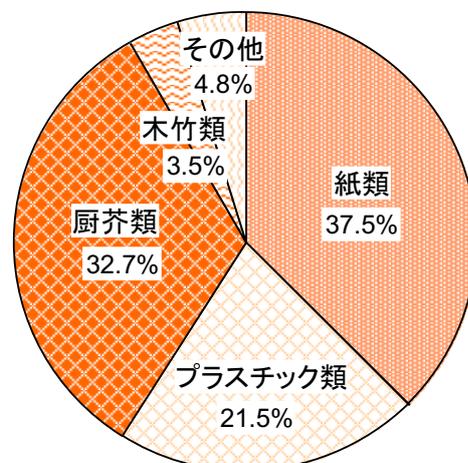
事業者アンケート調査結果（回答数：117）



ウ 燃焼ごみ組成調査から見える課題

事業系ごみでは、紙類が約38%、厨芥類が約33%、プラスチック類が約22%で、これらの3成分の合計で約93%を占めます。紙類については、雑がみを含めた古紙類の分別・リサイクルの一層の推進、厨芥類については、フードドライブやフードバンクの活用、プラスチック類については、使い捨てプラスチックの利用削減等の取組が必要です。

事業系ごみ（5地域平均）



資源環境エネルギーセンター
令和2年度（2020年度）ごみ質調査結果

(5) 施策の方向性

「廃棄物管理責任者などを通して排出管理指導の強化及び事業者全体に排出者責任の意識の浸透」や「事業系ごみに関する情報提供の充実、多量排出占有者への指導強化などによるリサイクルの促進」等、事業者の排出者責任を明確にし、事業系一般廃棄物の減量を促進させます。

(6) これまでの取組

ア 特徴的な取組

(ア) 事業所への指導・啓発

毎月2 t 以上一般廃棄物を排出する事業所を「多量排出占有者」とし、廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の策定をさせ、事業系一般廃棄物排出量の大きな割合を占めている多量排出占有者のごみの減量等を指導しています。

また、資源循環エネルギーセンターに搬入される事業系ごみの検査及び適正搬入の指導強化に取り組み、資源化物の適正処理及び搬入不適物の排除に努めています。

さらに、「事業系ごみ減量マニュアル」等を用いて、事業系ごみ減量・リサイクルの啓発に努めています。

イ これまでの取組の一覧

項目	取組実績
排出責任者の浸透と排出管理指導を強化	<ul style="list-style-type: none">・資源循環エネルギーセンターにおける搬入検査・搬入検査結果に基づく、排出事業者や収集運搬許可業者への減量・適正処理の指導実施・多量排出占有者に対して廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の提出を依頼・多量排出責任者等に「多量排出占有者の手引き」を送付・多量排出責任者等を対象に研修会を1回実施・少量排出事業者に指導を実施
古紙リサイクルを促進	<ul style="list-style-type: none">・「事業系ごみ減量マニュアル」に、分別方法及び雑がみのリサイクルについて掲載・多量排出占有者への立ち入り調査による減量指導を実施
資源循環エネルギーセンターにおける搬入ごみ対策の強化	<ul style="list-style-type: none">・持ち込まれたごみについて、対象外品目を持ち帰るよう指導（令和元年度（2019年度）実績 15件）
公共施設における率先行動を拡充	<ul style="list-style-type: none">・3R推進月間に職員へごみ減量の啓発を実施・リサイクルボックスを設置してオフィス古紙を回収・リサイクル・公園・街路樹等の剪定枝の資源化量の把握・SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN に基づき監査体制を強化

4 持続可能な低炭素社会に寄与する収集体制や処理システムの構築

(1) 施策と具体的な内容

施策	具体的な内容
ア リサイクルや適正処理などの推進に適した分別収集体制の確立	(ア) 適正処理が困難な廃棄物への対応強化
	(イ) 適正かつ安定した収集体制の確保
	(ウ) 在宅医療廃棄物の収集体制の充実
	(エ) 環境負荷が少ない収集車をはじめ公用車の計画的配置
	(オ) 資源物持ち去り防止のパトロールの実施
	(カ) 家庭系ごみ収集の有料化や指定袋制の検討
イ 高齢者や障がい者等を対象とした収集体制の充実化	(ア) 高齢者や障がい者等のごみ排出を支援する「安心サポート収集」の充実
	(イ) 高齢者や障がい者にもわかりやすい分別マニュアルの作成
ウ 施設の適切な維持管理と計画的な整備など、持続可能な低炭素社会実現に寄与する処理システムの構築	(ア) 資源循環エネルギーセンターの適切な維持管理
	(イ) 破碎選別工場・資源リサイクルセンターの適切な維持管理
	(ウ) スtockヤードの適切な維持管理及び溶融スラグ利用の促進
	(エ) 将来における施設の建替計画
(オ) 資源循環エネルギーセンターでの発電事業の継続実施	
エ ごみ減量の推進による最終処分量の削減	(ア) 最終処分場へのごみ搬入量の削減
オ 災害廃棄物処理に関する計画の維持と適正な運用	(ア) 災害廃棄物処理計画（改訂版）の見直し
	(イ) 北摂地域における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定等、広域的な支援体制の確保

(2) 具体的な内容

ア リサイクルや適正処理などの推進に適した分別収集体制の確立

(ア) 適正処理が困難な廃棄物への対応強化

家電リサイクル法や小型家電リサイクル法に該当する家電製品、有害危険物、在宅医療廃棄物等の適正な排出方法について啓発します。

(イ) 適正かつ安定した収集体制の確保

効率的・安定的な収集体制を継続するため、収集体制を維持・確保します。

(ウ) 在宅医療廃棄物収集の充実

在宅医療廃棄物の収集を充実させます。

(エ) 環境負荷が少ない収集車をはじめ公用車の計画的配置

収集車等の公用車の導入や入替の際は環境負荷が少ない車両を選択します。

(オ) 資源物持ち去り防止のパトロールの実施

資源物の適正処理、安定的な収集継続のために資源物持ち去り防止パトロールを実施します。

(カ) 家庭系ごみの指定袋制や有料化を検討

ごみ袋の指定袋制導入及び大型複雑ごみの有料化を検討します。

イ 高齢者や障がい者等を対象とした収集体制の充実化

(ア) 高齢者や障がい者等のごみの排出を支援する「安心サポート収集」の充実
「安心サポート収集」の充実を図ります。

(イ) 高齢者や障がい者等にもわかりやすい分別マニュアルの作成

高齢者や障がい者だけでなく誰にでもわかりやすい分別マニュアルや分別表を作成します。

ウ 施設の適切な維持管理と計画的な整備など、低炭素社会に資する処理システムの構築

(ア) 資源循環エネルギーセンターの適切な維持管理

延命化計画に基づいた事業の実施、持ち込みごみの申込制度の検討、事業系ごみの持ち込み手数料の適正徴収、作業員の安全確保を行います。

(イ) 破碎選別工場・資源リサイクルセンターの適切な維持管理

延命化計画に基づいた事業の実施、作業員の安全確保を行います。

(ウ) スtockヤードの適切な維持管理及び溶融スラグ利用の促進

Stockヤードの適切な維持管理に努めます。また、溶融スラグの有効利用拡大に向けて関係部局や民間企業へ働きかけ、溶融スラグの活用に努めます。

(エ) 将来における施設の建替計画

資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターの将来の建替えに向け、施設のあり方及び必要に応じた用地取得など検討を進めます。また、中長期的な視点から灰溶融処理の今後について、継続的に研究、検討を行います。

(オ) 資源循環エネルギーセンターでの発電事業の継続実施

資源循環エネルギーセンターでの廃棄物発電やStockヤード屋上に設置した太陽光発電による発電事業を継続的に実施します。

エ ごみ減量の推進による最終処分量の削減

(ア) 最終処分場へのごみ搬入量の削減

市民や事業者に対してごみの減量・リサイクルを推進し、最終処分量を削減します。

オ 災害廃棄物処理に関する計画の適正な運用

(ア) 災害廃棄物処理計画（改訂版）の見直し

国・大阪府の計画が大きく変動した場合や「吹田市地域防災計画」の変更等があれば、災害廃棄物処理計画（改訂版）を適宜、見直します。また、初動対応マニュアルの作成等、

迅速に災害廃棄物を処理できるよう準備します。

(イ) 北摂地域における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定等による広域的な支援体制の確保

「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づき、災害発生時等におけるごみ処理の広域的な支援体制を確保します。また、災害発生時の災害廃棄物処理にあたり、平時に支援・受援体制を整えます。

(3) 現状

前計画では、リサイクルや適正処理等を進めるための分別収集体制を確立するとともに、高齢化社会に対応できる収集体制の充実、ごみ処理費用等の適正化の検討、廃棄物処理に関する災害対策の充実など、時代の要請に応じた収集体制及び中間処理、最終処分の課題について、適切な対応を図ってきました。

(4) 課題

ア 前計画で達成できなかった課題

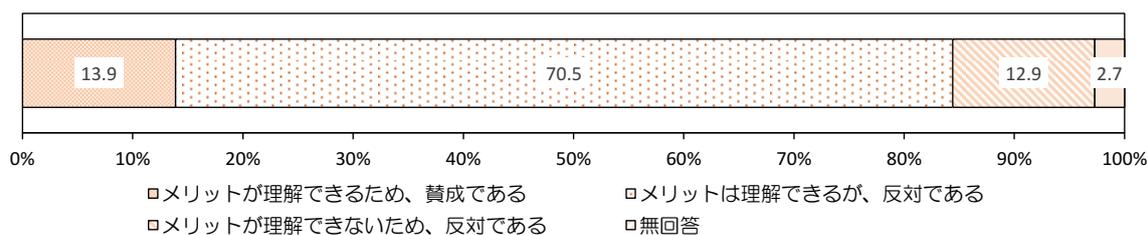
(ア) スラグ利用の拡大

スラグ利用量は減少傾向です。今後、更なる活用方法を検討する必要があります。

イ 市民・事業者アンケート調査から見える課題

家庭系ごみの有料化については、約 84%が「メリットが理解できる」と回答していますが、約 71%が「メリットは理解できるが、反対である」と回答しています。そのため、家庭系ごみの有料化の時期や方法等については、検討していく必要があります。

市民アンケート調査結果（回答数：992）



ウ 近年のごみ量の推移から見える課題

焼却量の増加や溶融スラグの生産量・売却量の減少により、埋立処分量は増加しています。市民や事業者に対してごみの減量・リサイクルを推進し、焼却量、埋立処分量を削減する必要があります。

(5) 施策の方向性

「リサイクルや適正処理などの推進に適した分別収集体制の確立」や「施設の適切な維持管理と計画的な整備など、持続可能な低炭素社会実現に寄与する処理システムの構築」等、地球温暖化の防止を図るために持続可能な低炭素社会を実現する収集体制や処理システムを構築します。

(6) これまでの取組

ア 特徴的な取組

(ア) 「吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の一部改正

リサイクルや適正処理等の推進に適した収集体制の確立のために、「吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に資源物の持ち去りを禁止する条項を追加しました。

(イ) 災害廃棄物処理計画（改訂版）の策定

大阪府北部地震等実際に体験した災害の経験を踏まえて、「吹田市災害廃棄物処理計画（改訂版）」を策定しました。

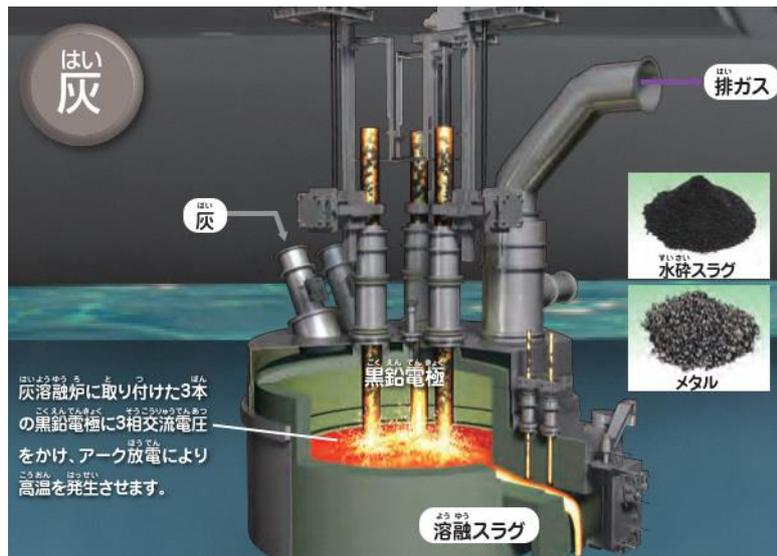
イ これまでの取組の一覧

項目	取組実績
リサイクルや適正処理等の推進に適した収集体制の確立	<ul style="list-style-type: none">・「吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に資源物持ち去り禁止について規定・適正処理が困難な廃棄物への対応強化として、家電製品等の不法投棄や在宅医療、安心サポート収集等への対応を強化・労働安全衛生委員会による収集作業員の安全の強化
持続可能な循環型社会・低炭素社会実現に寄与する処理システムの構築	<ul style="list-style-type: none">・各施設の適切な維持管理・資源循環エネルギーセンターの中長期的な整備計画を策定・溶融スラグの有効利用拡大に向けた関係部局及び民間企業への働きかけ
最終処分場を安定的に確保	<ul style="list-style-type: none">・溶融スラグ生成により最終処分量を削減
廃棄物処理に関する総合的災害対策の充実	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物処理計画（改訂版）の策定・民間企業と災害時協定を締結・災害時初動マニュアルの作成

コラム

溶融スラグの活用

資源循環エネルギーセンターでは、リサイクルを促進するため、焼却ごみを焼却してできた焼却灰を高温で溶融して、「溶融スラグ」を生成しています。



溶融スラグはインターロッキングや路盤材等として再利用され、資源の有効利用に繋がっています。また、最終処分場への搬入量も他市に比べると少なくなっています。



溶融スラグ



歩道でのインターロッキング
ブロック使用例



インターロッキングブロック

第5章 収集・運搬、中間処理、最終処分

第1節 収集・運搬

1 収集・運搬の基本方針

市民への12種分別排出の浸透を図り、適正処理困難物の適切な処理方法について情報提供します。

生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、廃棄物処理法、条例及び国からの通知に則り、安定的かつ継続的な収集体制の確保を図ります。

2 収集・運搬の方法

(1) 家庭系ごみ

ア 収集

(ア) ごみの分別区分、収集品目、収集方法、収集回数、収集体制は表4のとおりです。リサイクル、適正処理の推進、収集の効率化、安定した収集体制の維持、市民ニーズへの対応を目指して、収集・運搬の方法や体制を見直していきます。

(イ) 燃焼ごみは無色透明及び無色半透明のごみ袋での排出を基本とします。

(ウ) その他のごみ等については、表5に示しています。

表 4 分別区分、収集品目、収集方法、収集回数、収集体制

分別区分	収集品目	収集方法	収集回数	収集体制
①燃焼ごみ	台所ごみ、発泡スチロール、プラスチック製品、革製品、小さな木製品、ぬいぐるみ等小さな燃えるごみ	無色半透明のごみ袋を使用	週2回定曜日	直営又は委託
		集合住宅：ごみ集積所設置 戸建て住宅：各戸収集が基本だが、地域の合意で自主的に共同のごみ集積場所を決めている所もある。		
資源ごみ	②新聞（チラシ含む）	ステーション収集	月2回定曜日	
	③雑誌類（その他の紙類を含む）	ステーション収集		
	④段ボール	ステーション収集		
	⑤古布類(古着含む)	ステーション収集		
	⑥牛乳パック	ステーション収集		
	⑦かん ⑧びん	ステーション収集		
拠点回収（資源）	⑨ペットボトル	公共施設及び協力店舗112か所に回収箱を設置して回収（平成9年（1997年）8月開始）	週2回を基本	
	家庭系廃食用油（使用済み天ぷら油）	公共施設14か所に回収箱（一部除く）を設置して回収	各施設の開館時間	
⑩大型複雑ごみ	一辺が60cm以上のもの	集合住宅：ごみ集積所設置	月1回定曜日	
	タンス、布団等収集処理できるもの（石油ストーブ、石油ファンヒーターは全て大型）	戸建て住宅：各戸収集が基本だが、地域の合意で自主的に共同のごみ集積場所を決めている所もある。		
⑪小型複雑ごみ	60cm未満のもの 燃えないもの及び燃えるものと燃えない物の混成品	ステーション収集（有害危険ごみ用コンテナの横）	月1回定曜日 （小型複雑ごみと同日収集）	
⑫有害危険ごみ	有害な物質を含むもの、又は取り扱いに注意を要するもの 簡易ガスボンベ・スプレー缶 かみそり・はさみ・包丁類 乾電池 蛍光灯 水銀体温計 使い捨てライター	ステーション収集（有害危険ごみ用コンテナ使用）		

表 5 その他のごみ等

区分	収集等の方法	収集回数
臨時収集ごみ	転出に伴うごみは申込みにより有料で収集。不法投棄ごみはパトロールでの発見及び通報の都度、臨時に収集	—
犬・猫その他小動物（死体）	申込みにより有料で引き取り。飼い主不明のものはパトロールで発見及び通報の都度、無料で引き取り	—
医療に伴う排出物	申込みにより有料で収集	—
安心サポート収集	ごみ排出困難な方を対象に戸別訪問し、玄関先で収集	週1回定曜日
在宅医療廃棄物	市内で在宅医療を受けている方を対象に戸別訪問し、玄関先で収集	個別に対応

※ 在宅医療廃棄物については平成28年4月1日より受付開始

イ 収集運搬体制

- (ア) 職員が収集に従事し、経験をすることにより、様々な課題を把握し、市民への啓発や事業者、一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物収集運搬委託業者を指導するためのノウハウを蓄積し、十分に継承できる体制を確保します。
- (イ) 収集委託地区については、現在、業務遂行に必要な人員機材を有し、相当の経験を有する一般廃棄物収集運搬許可業者に委託しており、現時点で円滑な収集運搬が行われていることから、今後についても廃棄物処理法、条例及び国からの通知に則り、安定的かつ継続的な収集体制が確保されるよう適切な業務委託を維持します。
- (ウ) また、災害時に発生する災害廃棄物を迅速に処理するため、できるだけ早い段階から分別収集に着手できるよう一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物収集運搬委託業者との連携や情報共有に努めます。

ウ 収集しない物

図 20 に示す法律によって指定されているものや適正処理困難物は収集しません。

図 20 市で収集しないごみ

(2) 事業系ごみ

- ア 燃焼ごみについては、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、事業者が直接資源循環エネルギーセンターに自己搬入を行うこととします。
- イ 燃焼ごみ以外については、一般廃棄物は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し、産業廃棄物は産業廃棄物収集運搬許可業者及び産業廃棄物処分業許可業者に委託することとします。

第2節 中間処理

1 中間処理の基本方針

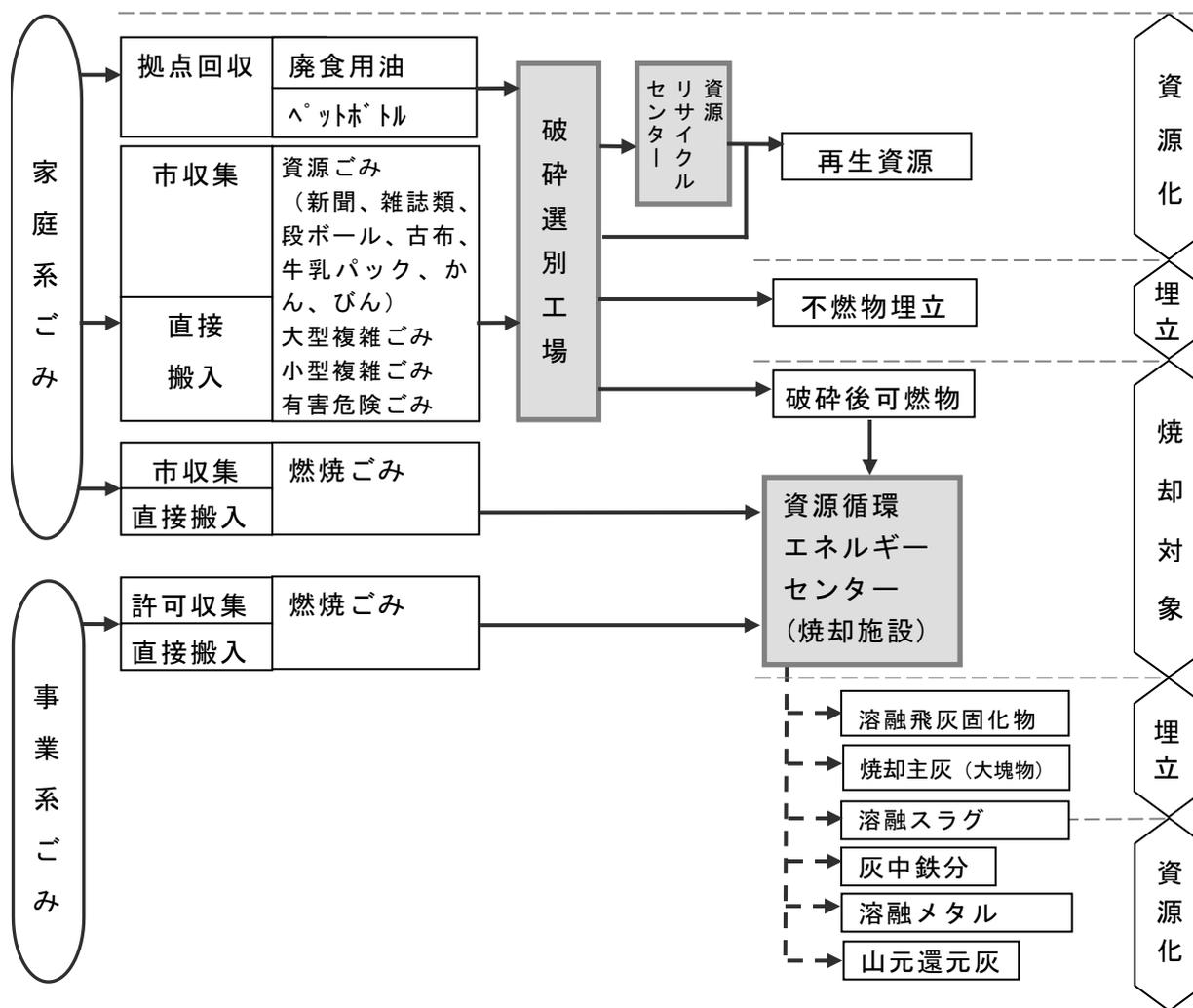
資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及びストックヤードの適切な維持管理と循環型社会形成推進地域計画※を基本として長寿命化総合計画を策定し、長期間にわたって安定的・効率的な処理体制の維持を目指します。

また、処理施設の運営については、域内処理を基本としますが、災害時や近隣市の処理工場における緊急時の対応も考慮しながら、周辺住民の生活環境の保全を目指した運営を行います。

※ 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

2 中間処理の方法

本市における中間処理は図 21 のとおりです。



※死獣は除く

図 21 ゴミ処理の流れ

3 中間処理施設の整備

資源循環エネルギーセンターの適切な維持管理に努めるとともに、中長期的な長寿命化総合計画を策定し、令和7年（2025年）から令和19年（2037年）にかけて延命対策基幹改良事業を行う予定です。

破砕選別工場・資源リサイクルセンターにおいても、令和2年（2020年）から令和5年（2023年）にかけて延命対策基幹改良事業を実施しており、ストックヤードを含め適切な維持管理に努めます。

表6 各中間処理施設概要（資源循環エネルギーセンター、ストックヤード、破砕選別工場、資源リサイクルセンター）

[資源循環エネルギーセンターの概要]

処理能力	480 t/日（240 t/日×2基）
焼却炉形式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉）
発電設備	抽気復水タービン（発電出力 13,000kW）
灰溶融炉	灰処理能力 49 t/日
延床面積	21,194.18 m ²
竣工	平成22年（2010年）3月25日

[資源化物のストックヤードの概要]

圧縮梱包設備	ペットボトル圧縮梱包機：1,500 kg/日×2基
保管ヤード	古紙・古布
	生びん・カレット
	溶融スラグ
	その他非鉄金属類等
保管面積	1,240 m ²
竣工	平成26年（2014年）3月28日

[破砕選別工場及び資源リサイクルセンターの概要]

処理能力（全体）	85 t/日	
	不燃ごみ破砕機	高速堅型回転式 50 t/日
	粗大ごみ破砕機	低速横型3軸引裂式 30 t/日
	切断機	アリゲータ式剪断型 5 t/日
選別設備	選別設備	磁力選別機、風力選別機、資源手選別コンベア
	液・ガス抜装置	2軸スパイク式破砕機
資源リサイクルセンター	市民工房（6工房）	布、紙すき、自転車、木工、（ガラス工芸、陶芸）
リサイクル啓発施設	展示関係	リサイクルコーナー、展示室
	その他施設	イベント広場、マルチホール、生活学習室、プレイルーム、研究部門、講義室、会議室等
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	
延床面積	10,580.90 m ²	
竣工	平成4年（1992年）9月30日	

第3節 最終処分

1 最終処分の基本方針

資源循環を目的として平成 22 年（2010 年）にごみ焼却工場を建替え、焼却灰は溶融して溶融スラグを生成し、インターロッキングブロックや路盤材として再利用を行うことや、ごみの減容することにより最終処分場への負荷の低減を図っています。また、溶融に伴って生じる溶融メタル等については、再生資源として売却し、貴重な財源として役立てています。

引き続き「大阪湾フェニックス計画」※に参画し、大阪湾広域処分場で埋立処分を行うごみの処理量の削減を図るなど、最終処分場の延命化に努めます。

※ 最終処分場の確保が困難な状況にある近畿圏の2府4県を処理対象区域とし、府県の区域を越えた広域的な最終処分場を港湾区域内の海面に整備する広域廃棄物埋立処分場計画です。

2 最終処分の方法

焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター大阪湾広域処分場で埋立処分を行います。今後も引き続き、廃棄物のリデュース（発生抑制）、減量化を図るなどにより可能な限り最終処分場の延命化に努めるとともに、最終処分場の確保に向け、「大阪湾フェニックス計画」の円滑な推進ができるよう関係先との調整等を進めます。

第4節 災害対策及び環境美化等

1 災害対策

南海トラフ巨大地震等の地震や風水害等の自然災害が発生すると、地震や津波によるがれき等の廃棄物が大量に排出されるほか、生活ごみについても平常時のような収集・処理を行うことが困難になることが想定されます。

そのため、大規模災害の発生により一時的に大量に排出されるがれき等や避難所で発生するごみ・し尿の処理に対して、事前に十分な対策をする必要があります。

本市では、「吹田市地域防災計画」を補完するとともに、過去の教訓を踏まえ、災害廃棄物の収集及び処理体制の整備に係る基本方針として平成 30 年度（2018 年度）に吹田市災害廃棄物処理計画（改訂版）を策定しています。

また、吹田市災害廃棄物処理計画（改訂版）に基づき、円滑に業務を進めるため、「災害時初動マニュアル」を作成しました。

さらに、災害廃棄物の処理における民間事業者との連携の強化を図るため、民間事業者と「災害廃棄物の処理等に関する基本協定」を締結しました。

なお、自然災害が発生し、北摂地域の被災市町村からごみ処理の要請があった場合には、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づき、被災された地域住民の衛生的な生活環境を保持するため、災害発生時等におけるごみ処理の広域的な支援体制を確保します。

2 環境美化の推進

「市民、事業者、行政が連携して、道路などのごみのポイ捨てや、飼い犬等のふんの放置、路上喫煙の適正化など環境美化の推進」を図り、「市民や環境美化推進団体等の団体と連携し、ごみステーションの適正管理を進めること」等により、美しく住みよいまちづくりのための環境美化を推進します。

(1) 環境美化推進重点地区の指定の推進

ア 環境美化推進重点地区の拡大

市民・事業者・行政が連携して、環境美化をより推進していくため、「吹田市環境美化に関する条例」を定め、現在、主要駅周辺など市内 9 箇所（※1）をポイ捨てや不適切な路上喫煙を特に防止する必要がある環境美化推進重点地区（※2）に指定し、同指定地区内でポイ捨てや喫煙等の違反行為を行った者に対して、環境美化指導員（市職員）が指導・勧告を行い、従わない者に対して過料徴収ができることを規定しています。

今後、地区指定を市内全駅（15 駅）に拡大し、さらなる環境美化を推進します。

※1 地下鉄江坂駅・JR 吹田駅・阪急北千里駅・阪急関大前駅・阪急南千里駅・JR 岸辺駅・大阪モノレール万博記念公園駅・阪急吹田駅・JR 南吹田駅周辺の9箇所の各駅周辺

※2 ポイ捨てなどの対策が特に必要な地域

(2) 市民・事業者と協力した公共空間の環境美化の推進

ア 「環境美化推進団体」の登録の促進

公共空間の環境美化を推進していくためには、市民や事業者の協力なくして進めていくことはできません。引き続き、行政が主体となり、市民・事業者と連携して啓発活動や地域活動などの環境美化活動を実施していく必要があります。

ポイ捨て、喫煙マナーについての啓発活動や身近な場所での清掃活動などに参加することが可能な、満 18 歳以上の5人以上で組織した団体を「環境美化推進団体」（※3）として登録いただき、活動を通じて、市民ひとりひとりがまちの環境美化に対する意識の向上を図り、市民・事業者と連携した公共空間の環境美化を推進します。

※3 ポイ捨て禁止などの啓発を実施し、市内の環境美化の推進を図る団体

(3) ごみステーションの適正管理

ア 市民や環境美化推進団体等の団体と連携したごみステーションの適正管理

市民や環境美化推進団体等の団体と連携して、ごみステーションの適正管理を促進します。

イ カラス除けネット等によるごみの被害対策方法の周知

カラス除けネット等によるごみの被害対策方法を周知し、カラスによるごみの被害の低減を促進します。

(4) 不法投棄対策の推進

パトロールの実施やバリケード・監視カメラの設置の推奨などにより不法投棄の抑止体制を強化します。

3 特別管理一般廃棄物等について

(1) 在宅医療廃棄物

家庭での医療措置に伴い排出される在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利な物以外については、職員が玄関先まで訪問し、戸別に収集し、焼却処分します。

(2) 水銀使用製品の廃棄物

「家庭から排出される水銀使用製品の分別回収ガイドライン」に則り、回収等を行っている乾電池や蛍光灯管、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計の廃棄物については、破損しないよう取り扱いに注意して収集し、水銀の適正処理を推進します。

(3) 感染症対策に伴う廃棄物

新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスなどの国際的に脅威となる感染症が国内で確認された場合は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」や各感染症の廃棄物対策ガイドライン等に基づき、家庭や医療機関等を除く事業所から排出される感染性廃棄物について、排出時や収集運搬時の取扱方法の周知徹底を行い、継続的に適正処理が確保できるようにします。

※（参考）廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル 等
http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html

4 安全・安心な収集体制の確保

安全衛生委員会などを活用し、収集作業員の安全性を確保します。

Ⅲ 食品ロス削減推進計画

第1章 社会情勢

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことであり、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において、多様な形態で発生しています。国の推計によると、日本では年間 2,531 万 t^{*1}の食品廃棄物等が排出され、このうち約 24%にあたる約 600 万 t^{*2}が食品ロスと試算されており、約半分は家庭から、残りの半分は食品関連事業者（以下「事業者」という）から排出されています。日本全体の食品ロスの量は、世界の食糧援助量（約 420 万 t^{*3}）よりも多く排出していることとなります。

国際食糧農業機関（FAO）の報告によると、世界で飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約 8 億人にのぼり、これは世界人口の9人に1人に相当します。こうした中、国内では、我が国の食料自給率（カロリーベース）は約4割と先進国の中でも最低水準であり、食料を海外から大量に輸入する一方で大量の食品ロスを生み出しています。また、食品ロスによる食品廃棄物の焼却処理には燃料が使われることから、地球温暖化にもつながっています。

近年、食品ロスに関する国際的な関心が高まる中、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」でも、「目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置づけられ、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されるなど、今や食品ロス・食品廃棄物の削減は、経済・環境・社会において世界的にも非常に重要な喫緊の課題となっています。

我が国においても、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年（2019 年）5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス推進法」という。）を制定し、食品ロスの削減を「国民運動」と位置付けるなど、削減の機運はますます高まっています。

食品ロスの削減により、家庭や事業者における負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、また、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることも期待されています。

こうした中、本市としても食品ロスの削減を重要な課題としてとらえ、これまで市民に身近に感じられる講習会を行うとともに、チラシやパネル等による啓発を行ってきました。また、食品ロスは、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において多様な形態で発生しており、削減の推進のためには幅広い関係者の理解と協力が必要であることから、平成 30 年（2018 年）に市民・事業者・行政で構成する「吹田市ごみ減量再資源化推進会議」を設立し、実態把握、周知・啓発、リデュース（発生抑制）を基本として、市民・事業者・行政が一丸となって食品ロスの削減に向けた運動を展開しています。

こうした状況を踏まえ、食品ロス削減の取組をより一層加速させ、持続可能な社会の実現を目指すため、「吹田市食品ロス削減推進計画」を策定し、市民、事業者及び行政が一丸となった取組を進めてまいります。

※1、※2 農林水産省及び環境省による推計（平成 30 年度（2018 年度）推計）

1）年間 2,531 万 t の食品廃棄物等：事業系食品廃棄物・有価物量（1,765 万 t）＋家庭系食品廃棄物（766 万 t）

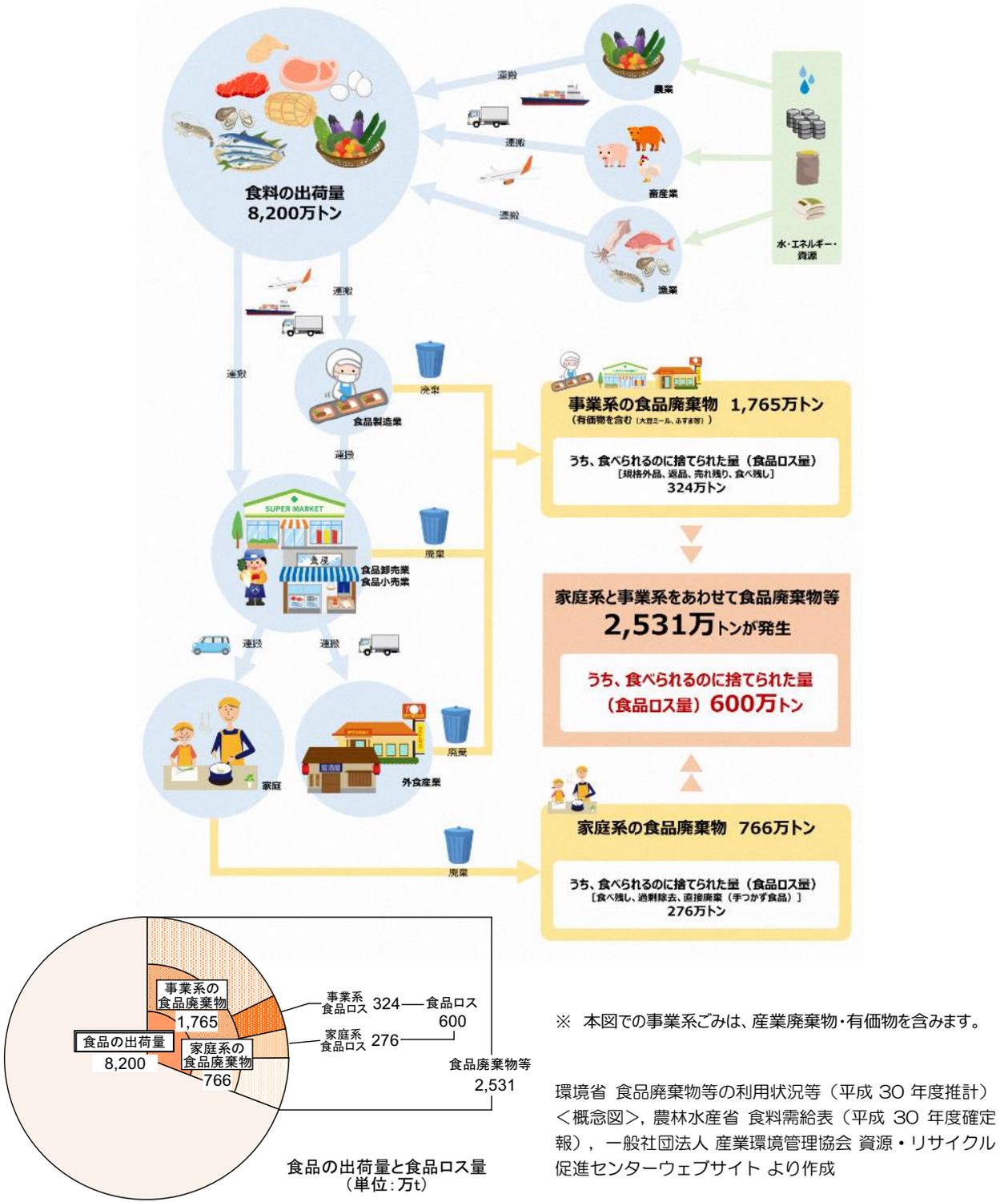
2）年間 600 万 t の食品ロス：事業系食品ロス量（324 万 t）＋家庭系食品ロス量（276 万 t）

※3 消費者庁 HP 食品ロスについて知る・学ぶより

食品が食卓に並ぶまでと発生する食品廃棄物・食品ロス

農家や酪農家が大切に育てた野菜、鶏・豚・牛、漁業者が時には危険な漁で獲らえた魚、これらの食材を加工する食品工場、食品を運び必要な場所に届ける流通業、新鮮でおいしいものを提供する食品スーパーや食品小売店、私たちが毎日食べる食品は、多くの人の手間がかかっていることはもちろん、その過程で多くの水やエネルギーなどの資源も使われています。食べられるのに捨てられてしまう食品を削減することは、食品に関わるすべての人たちの手間を無駄にしないこと、そして自然や生きものからの恵みを大切に頂くことに繋がります。

食料の生産から廃棄までの流れ（日本全体、平成 30 年度（2018 年度））



第2章 食品ロス排出量の現状

第1節 食品ロス排出量

本市で発生する食品ロス発生量を、家庭系、事業系のそれぞれで推計したところ、令和2年度（2020年度）で、家庭系ごみでは約9.0千t、市が受け入れている事業系ごみでは約5.4千tとなり、合計約14.4千tになります。これを市民1人1日あたりにすると、家庭系で約65g、事業系で約40g、あわせて約105gになります。

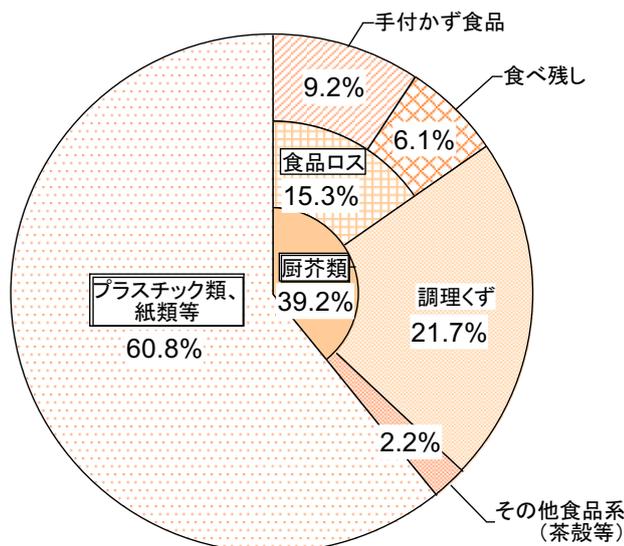
表7 食品ロス発生量（本市が受け入れている廃棄物中）（令和2年度（2020年度））

項目	食品ロス発生量 (千t)	1人1日当たり (g)
家庭系ごみに含まれる食品ロス	約9.0千t	約65g
事業系ごみに含まれる食品ロス	約5.4千t	約40g
合計	約14.4千t	約105g

第2節 家庭から排出される燃焼ごみ中の食品廃棄物の内訳と現況

家庭から排出される燃焼ごみ中に含まれる食品廃棄物の内訳は、手付かず食品が約9%、食べ残しが約6%、それらを合計した食品ロスが約15%。その他、調理くずが約22%、その他食品系（茶殻等）が約2%になります。

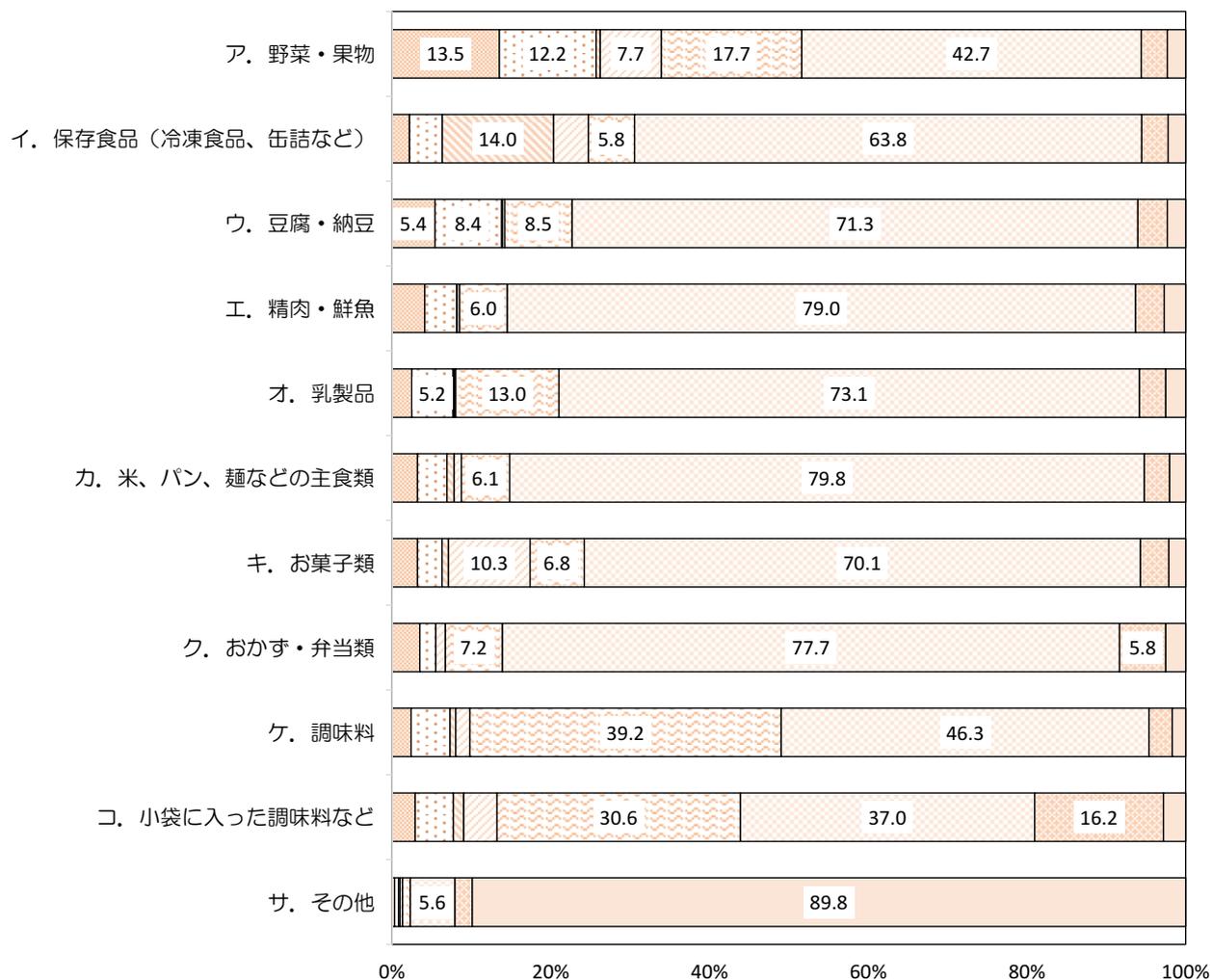
近隣の中核市以上の市と食品ロスの割合比較すると、他市では約18%程度であったのに対して、本市では約15%とやや低い割合でした。



令和3年度（2021年度）燃焼ごみ組成調査結果

図22 家庭から排出される燃焼ごみ中の食品廃棄物の内訳

また、市民アンケートで「普段の生活で出す手付かず食品の種類とその原因」について質問したところ、「野菜・果物」と「調味料」で約半数の方が、何らかの理由で食べきれないことがあると回答しています。



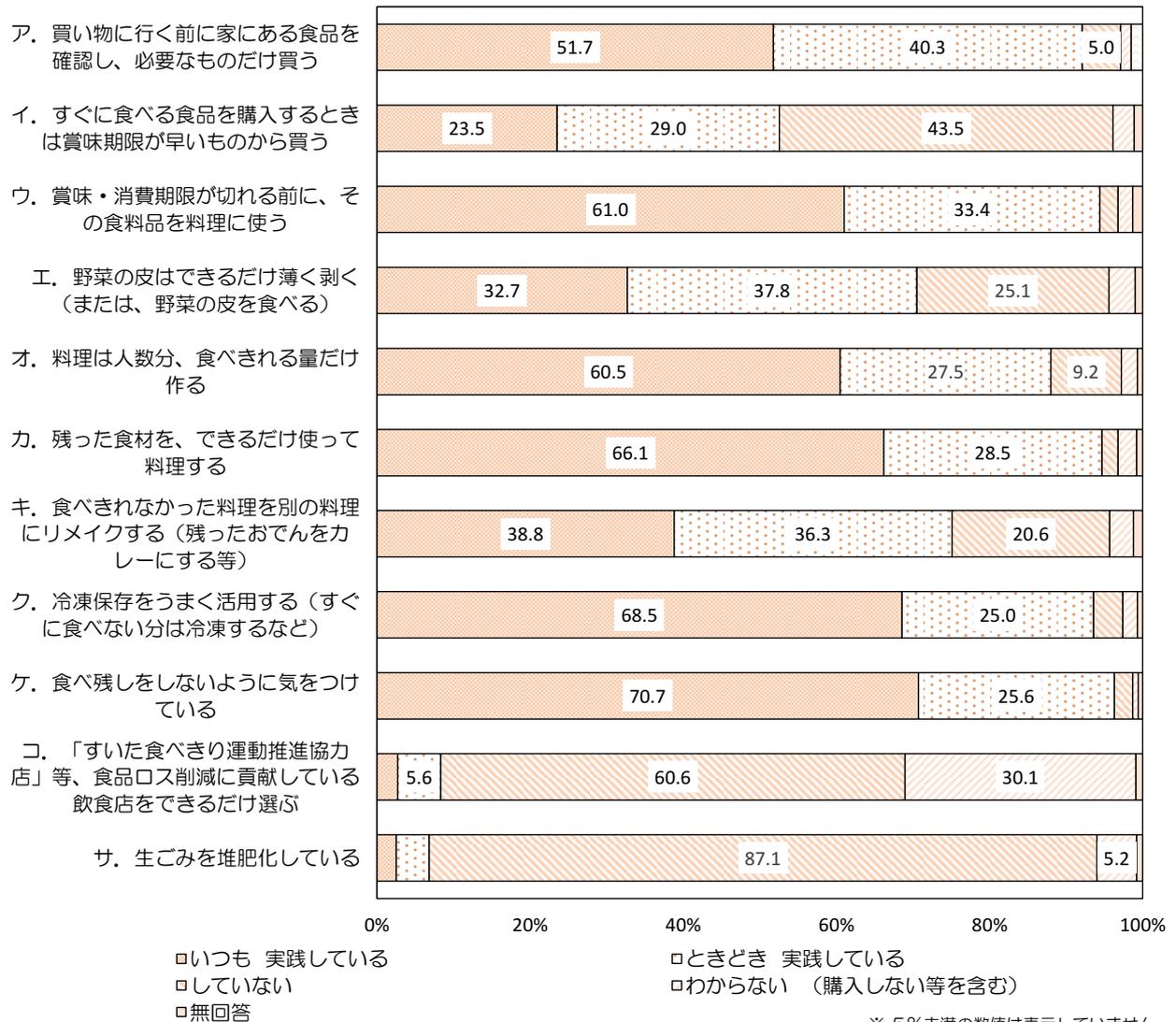
- 安売りなどで食品を買いすぎ、食べ切れないことがある
- 誤って家に在庫がある食品を買ってしまい、食べきれないことがある
- 災害用に備蓄した食品の期限が切れてしまうことがある
- 人から貰った食品が食べきれないことがある
- 量が多く、使い切る前に期限が切れてしまうことがある
- 手付かず食品として捨てることはない
- その他
- 無回答

※ 5%未満の数値は表示していません。

市民アンケート調査結果 (回答数: 992)

図 23 普段の生活で出す手付かず食品の種類とその原因

「日頃から実施している食品ロスを減らすための行動」について質問したところ、いつも、実施していると回答した割合は、「食べ残しをしないように気をつけている」では約 71%、「冷凍保存をうまく活用する（すぐに食べない分は冷凍するなど）」では約 69%と高かったです。一方、実施していないと回答した割合は、「生ごみを堆肥化している」では約 87%、「『すいた食べきり運動推進協力店』等、食品ロス削減に貢献している飲食店をできるだけ選ぶ」では約 61%と高かったです。



市民アンケート調査結果（回答数：992）

図 24 日頃から実施している食品ロスを減らすための行動

第3節 事業所から排出される食品廃棄物の内訳と現況

事業所から排出される食品廃棄物の内訳は、近隣3市が実施した事業系一般廃棄物の調査結果の平均によると、全業種平均で厨芥類（食品廃棄物）が約33%排出されており、そのうち「加工原料くず・製品くず・除外外葉・調理くず等」が約14%、「一般厨芥類（食べ残し等）」が約10%、「調理期間切れ・売れ残り・返品等の手を付けていない食料品」が約8%、「茶殻・コーヒー殻・ティーバッグ等」が約2%となっています。食品ロス（一般厨芥類（食べ残し等）と調理期間切れ・売れ残り・返品等の手を付けていない食料品の合計）は約17%になります。

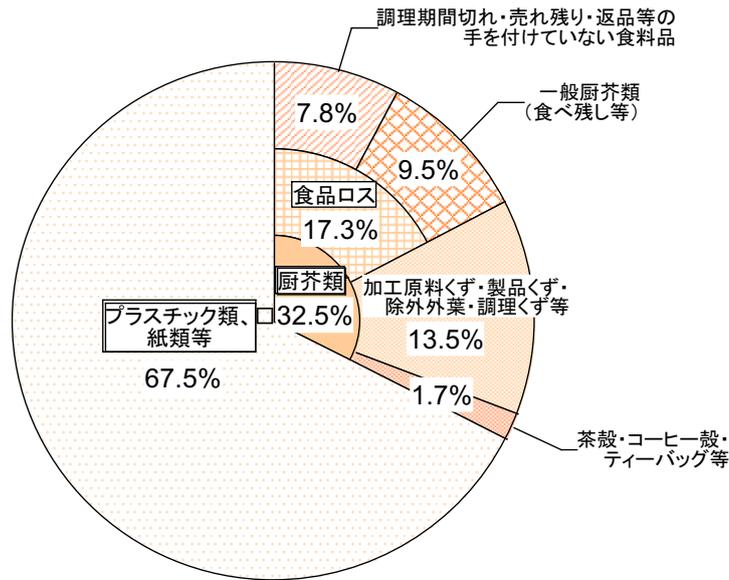


図 25 事業所から排出される燃焼ごみ中の食品廃棄物の内訳

第3章 計画の理念と基本目標

第1節 計画の理念

ごみ処理基本計画においても掲げられている、「MOTTAINAI」（もったいない）を食品ロス削減推進計画でも理念とします。

市民、事業者及び行政の連携のもと、市民の高い環境意識など本市の特徴を活かした先進的な食品ロス削減の取組を推進し、リデュース（発生抑制）を最優先とした環境負荷をできる限り抑制した循環型社会の構築を目指します。

第2節 基本目標

環境省では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、国連の「持続可能な開発計画（SDGs）」を踏まえ、平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）までに食品ロスを半減するとの目標が定められています。また、大阪府においても食品関連事業者及び家庭から排出される食品ロスについて、平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）までに半減させることを目標に定めています。

本計画においては、事業系を含め平成12年度（2000年度）比50%減を掲げ、基本施策を着実に実行することにより市民の意識変容、事業者の積極的な取組を促します。

表8 食品ロス削減推進計画 基本目標食品ロス削減推進計画 基本目標と現況値

目標項目	現況値 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)	<参考> 平成12年度 (2000年度)
食品ロス発生量※	14.4千t	10.2千t	20.2千t
うち家庭系	9.0千t	6.2千t	10.6千t
うち事業系	5.4千t	4.0千t	9.6千t
平成12年度（2000年度）比	約30%減	50%減	-

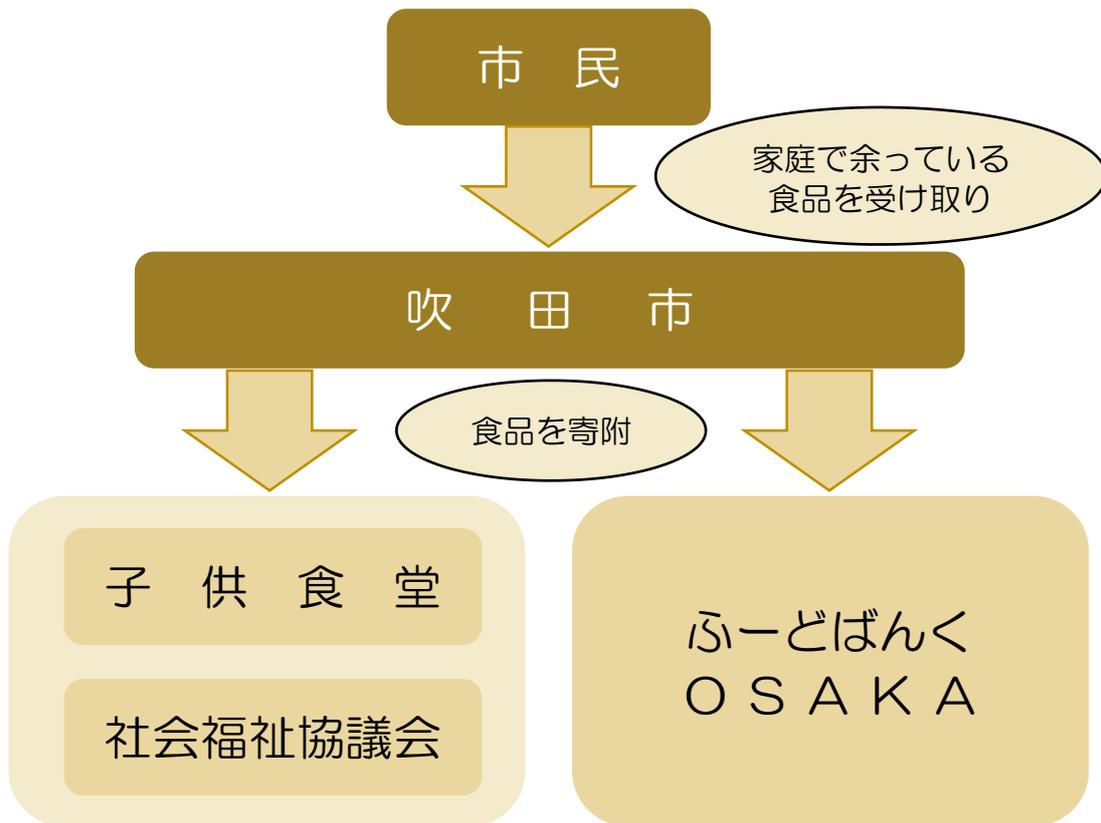
※一般廃棄物中の食品ロス発生量

コラム

フードドライブとは

フードドライブとは、家庭で余っている食品を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動です。

本市で実施しているフードドライブの流れは、下図のとおりです。



フードドライブで集まった食品



吹田市フードドライブキャラクター

ふうど どらいぶ

風土 虎息吹

第4章 目標達成に向けた基本施策

第1節 推進体制の整備

1 食品ロス削減の取組の推進

食品ロス削減を進めるため、市民・事業者・行政が連携する「吹田市ごみ減量再資源化推進会議」を中心として、それぞれの立場で削減対策に取り組むとともに、お互いが情報共有、連携して食品ロス削減運動を展開します。

2 食品ロスの実態把握調査や効果的な削減方法等に関する調査研究の実施

燃焼ごみの組成分析調査（手付かず食品、食べ残し食品）等の食品ロスの発生状況や効果的な削減方法に関する調査研究を実施し、その結果に基づいた実効性のある取組を推進します。

（1）資源循環エネルギーセンターで行う燃焼ごみの組成分析調査の継続

3 食品ロス削減に関する先進的な事例等の情報提供と功労者の表彰

食品ロスの削減に関する先進的な取組事例等の情報収集・発信に努めるとともに、食品ロスの削減に関する顕著な功績がある者に対する表彰を行うことで、食品ロス削減の機運を醸成します。

（1）毎年、開催する「吹田市環境表彰制度」にて表彰

第2節 発生抑制に重点を置いた食品ロス削減の推進

1 消費者、事業者等への食品ロス削減に関する情報提供と啓発

食品ロスの削減を推進するためには、一人ひとりが意識を変えて、食品ロスを極力発生しないライフスタイル、ビジネススタイルを実践することが重要です。そこで、消費者、事業者等に、食品ロスに関する幅広い知識の普及・啓発を進め、食べ物に対する敬意・生産者への感謝の気持ちを育成し、食品ロスについて考える契機を創出し、その削減に向けた実践を促します。

また、特に家庭における食品ロスにおいて、市民が気軽に削減に取り組める内容を提案するなど、一人ひとりの行動を促します。

（1）先進的な取組の情報について、多様なメディアを用いた情報提供

（2）冷蔵庫の整理の普及・エコクッキングの普及

2 家庭における食品ロス削減

- (1) 家庭内の食品の定期的な在庫管理や食品ロスを防止する効果的な買い物の実践を呼び掛けるなど、手付かず食品の削減を推進。
- (2) 食材の無駄をなるべく出さない方法や食材を長持ちさせる保存方法の普及啓発など、食材の有効活用を促進。
- (3) 家族や自分自身の食事の適正量を考慮した調理を呼びかけるなど、食べ残しの削減を推進。

3 食品製造業、スーパー等における食品ロス削減

食品流通段階において発生する食品ロスは、小売店独自の取組で解決することが難しいものです。消費者の理解のもと、食品製造業、スーパー等、全体で解決していく必要があるため、市民・事業者・行政が連携した削減の取組を推進します。

- (1) 食品スーパーとの店頭キャンペーン
- (2) 食品スーパーと連携した手前どり等の啓発活動

4 環境教育、環境学習の充実

- (1) 出前講座、講習会、分別体験学習の充実

5 「アジェンダ 21 すいた」との連携

- (1) 市内の飲食店における「すいた食べきり運動」の取組を広げていくため、「アジェンダ 21 すいた」と連携していきます。

第3節 循環型社会を意識した食品ロス削減の推進や適正なりサイクルの推進

1 未使用食品等の有効活用（フードドライブ等）

事業者等から発生する余剰在庫や納品・販売期限切れなどの食品を生活困窮者や災害等より必要な食べ物を十分に入手することができない方に提供するなど、未利用食品等の有効活用を推進します。

2 食品廃棄物の飼料化・肥料化等による適正なりサイクルの推進

やむを得ず発生する食品廃棄物については、できるだけ飼料や肥料にリサイクルするよう推進します。

第4節 各主体の役割

消費者、事業者、関係団体、行政それぞれが協働して食品ロスの削減の取組を展開していくため、それぞれの役割を定めます。

1 市民の役割

市民は、食品ロス削減の重要性を理解するとともに、今一度、食べ物に対する敬意・生産者への感謝の気持ちを持ち、自らの行動が社会や環境に影響を与えることを自覚して、家庭、職場、学校や外出先など日常のあらゆる場面における取組の実践をしていくこととします。

2 事業者の役割

事業者は食品ロス削減推進法に基づき食品ロスの削減や食品リサイクルを推進し、自らの事業活動に関して食品ロス削減に繋がる取組を実践することとします。また、市が実施する食品ロス削減に繋がるあらゆる取組に積極的に協力することとします。

(1) 製造業

食品製造過程における原材料ロスの削減や取引業者との販売計画の情報共有等、需要予測の精度向上による余剰在庫の削減等を推進していくこととします。併せて、賞味期限の延長や賞味期限表示の変更を推進し、賞味期限切れによる食品ロスの削減を図ることとします。

なお、規格外品や返品・過剰在庫など余剰食品等は、フードバンク活動や子供食堂等に提供するなど、未使用食品の有効活用に積極的に努めることとします。

(2) 卸売業

小売店への納品期限が切れた食品や輸送過程で外装が破損したが中身に問題がない食品等は、廃棄せずにフードバンク団体や子ども食堂へ提供するなど、未利用食品の有効活用に努めることとします。また、小売業と協力のもと、売り切れる量を検討したうえで適切な量を納品することとします。

(3) 小売業

商品の売り切りに努めるとともに、小容量販売やばら売りなど消費者が購入量を選択できる方法を導入することとします。また、商品の納品期間の緩和や販売期限を賞味期限の範囲内で延長するなど、食品ロス削減のための商慣習の見直しに積極的に取り組むこととします。

なお、賞味期限前に売り場から撤去した販売期限切れの食品等は、フードバンク活動や子供食堂等に提供するなど、積極的に未利用食品を有効活用することとします。

(4) 外食産業

需要予測精度の向上や調理ロスの削減など、自らが食品ロス削減に積極的に取り組むとともに、利用客に対する食べきりの呼びかけや食事量の調整・選択が可能なメニューを導入する、食べ残しの持ち帰りを推進するなど、利用客の食べ残しが削減されるような取組を行うこととします。

(5) 食品関連事業者以外の事業者の役割

食品ロス削減の重要性について理解を深め、従業員への啓発を行うなど、食品ロスの削減に繋がる取組を実践します。

第5節 行政の役割

国、大阪府の動向も踏まえつつ、自ら率先して食品ロス等の削減に向けた取組を実践するとともに市民や事業者、関係団体などの取組に対し、積極的に支援を行うこととします。

地域住民等に対する食品ロスの削減に関する普及啓発や各種施策を実施するとともに、地域住民等の取組を積極的に支援します。

第6節 計画の推進

「吹田市ごみ減量再資源化推進会議」等を活用し、市民・事業者・行政で意見交換を積極的に行い、得られた意見や情報などを施策に反映させます。

IV 生活排水処理基本計画

第1章 総論

第1節 計画策定

大阪府において、平成23年（2011年）3月に策定した「大阪21世紀の新環境総合計画」では、人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善するための施策の方向として「生活排水の100%適正処理」を目指した生活排水対策の促進を掲げています。

ついては、本市においても生活排水処理の状況や、市の関連施策を考慮した計画を策定する必要が生じたため、「吹田市生活排水処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、「吹田市第4次総合計画（以下「総合計画」という。）のもと、関連計画である「吹田市都市計画マスタープラン」並びに「下水道計画」等との整合性を図り、「一般廃棄物処理計画」のうち、中長期的な生活排水処理の推進を図るための基本方針等を定めた計画とします。

第3節 計画の目標年度

本計画は、令和4年度（2022年度）から令和10年度（2028年度）を最終目標年度とした、7年間の計画を策定します。なお、社会情勢が大きく変動した場合等、必要に応じて計画を見直します。

第2章 生活排水処理の現状

第1節 生活排水処理の現状

1 下水道計画区域の概要

本市の下水道計画区域は、河川等を除く全域（約 3,582ha）を対象としています。この計画区域には単独公共下水道区域と流域関連公共下水道区域があります。

単独公共下水道区域は約 38%（約 1,361ha）を占めており、川面・南吹田・庄内・十八条の4つの処理区に分かれています。そのうち、川面処理区と南吹田処理区は、本市が管理する川面水再生センターおよび南吹田水再生センターで処理しており、庄内処理区は豊中市、十八条処理区は大阪市が管理する処理場で処理しています。

流域関連公共下水道区域の中央処理区は、約 62%（約 2,221ha）を占めており、大阪府が管理する安威川流域下水道の中央水みらいセンターで処理しています。

市域北部の丘陵地は分流式下水道区域であり、市域の約 65%を占めています。一方、南部の低地部は合流式下水道となっており、残りの約 35%を占めています。

2 生活排水処理システムの概要

本市の生活排水処理システムの概要は図 26に示すとおりです。

下水道（汚水）人口普及率は、令和2年度（2020年度）末時点で99.9%となっており、汲み取り家庭や浄化槽処理家庭はごく僅かとなっています。なお、汲み取り家庭の収集は全量を委託業者、また、浄化槽汚泥、し尿を含むビルピット汚泥及びディスポーザー汚泥（以下「浄化槽汚泥等」という。）の収集は浄化槽清掃業許可業者（浄化槽汚泥等に限る一般廃棄物収集運搬許可を付与）が対応しています。収集したし尿及び浄化槽汚泥等は事業課業務グループ庁舎に搬入し、その全量を川面下水処理場の流入渠へ流注し処理しています。

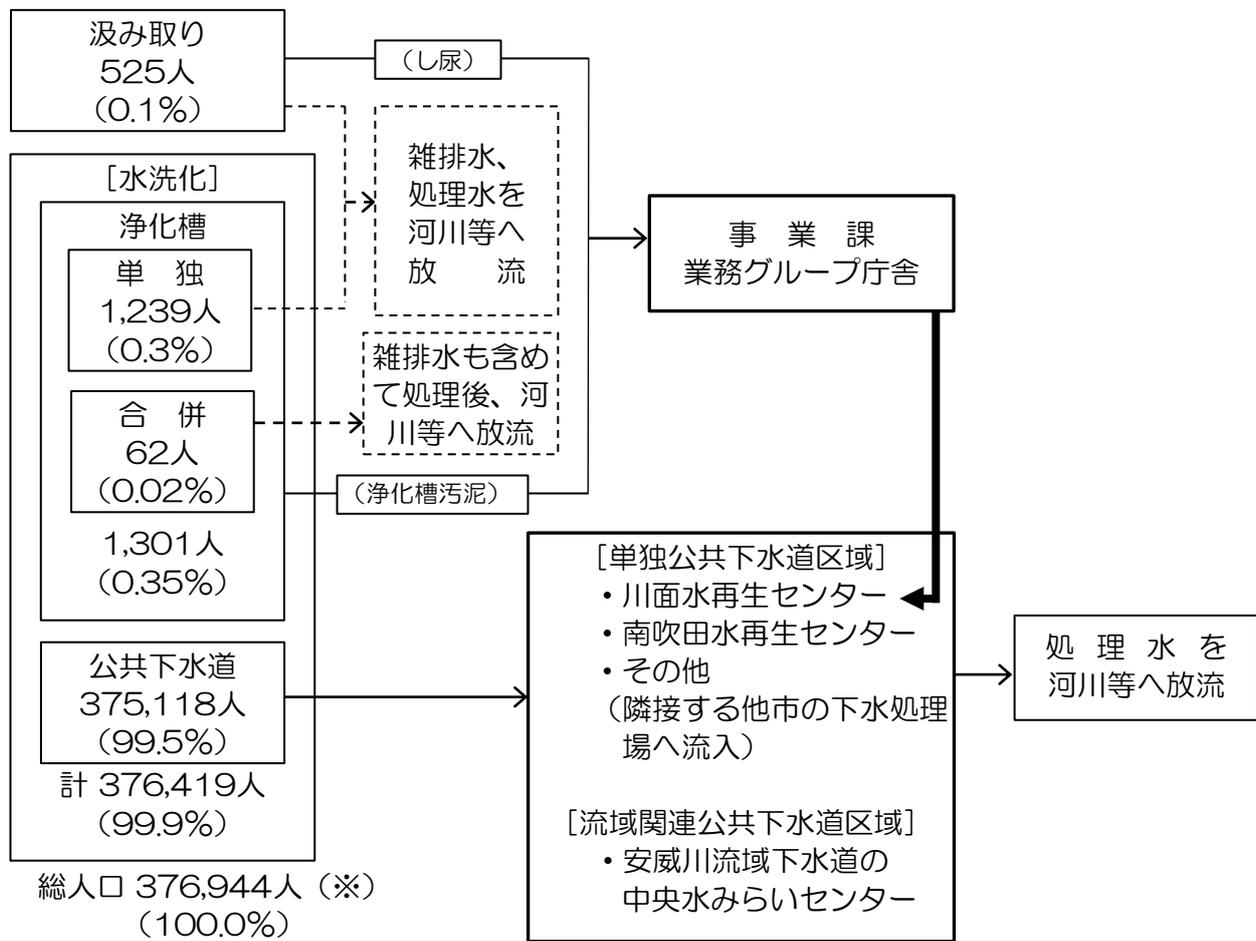


図 26 生活排水処理システムの概要 (令和2年度 (2020年度))

3 生活排水の処理方式別動向と現状

本市では、昭和34年度（1959年度）から下水道建設に着手し、昭和38年（1963年）8月に正雀下水処理場、昭和46年（1971年）7月に川面下水処理場、昭和48年（1973年）7月に南吹田下水処理場の供用を開始しました。また、昭和45年（1970年）3月には安威川流域中央下水処理場が運転を開始しました。なお、正雀下水処理場は、正雀処理区の安威川流域下水道への編入に伴い、平成25年（2013年）10月1日をもって機能停止しました。その後、下水道整備事業を計画的に推進して、図 27、表 9に示すように、令和2年度（2020年度）には公共下水道水洗化人口は約375千人（総人口の約99.5%）に達しています。汲み取り人口や浄化槽処理人口は下水道整備とともに低下し、約1,800人（同 約0.5%）となっています。

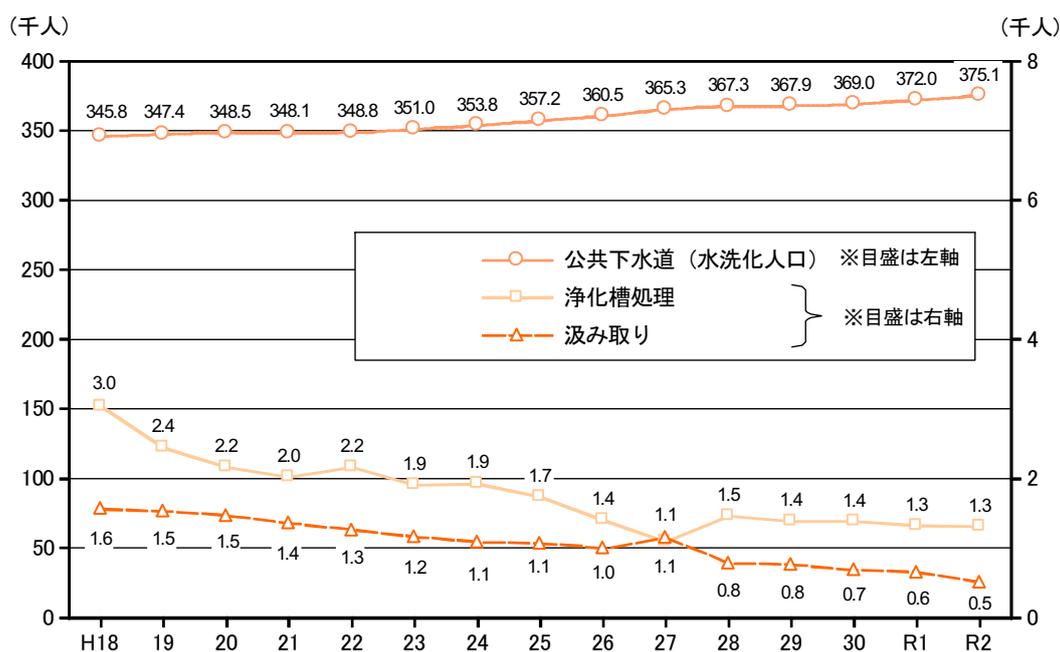


図 27 生活排水の処理方式別人口の動向

表 9 生活排水の処理方式別人口（令和2年度（2020年度））

区分	水洗化小計			汲み取り	自家処理	総人口
	公共下水道 (水洗化人口)	単独処理 浄化槽	合併処理 浄化槽			
人口 (人)	375,118	1,239	62	525	0	376,944
割合 (%)	99.5	0.3	0.02	0.1	—	100.0

表 10 単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽別人口（令和2年度（2020年度））

区分	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	合計
人口 (人)	1,239	62	1,301
割合 (%)	95.2	4.8	100.0

下水道整備による汲み取りや浄化槽処理家庭の減少により、し尿・浄化槽汚泥等の処理量（搬入量）も年々減少しています。図 28に示すように、令和2年度（2020年度）の搬入量はし尿が約550kL（日平均2.1kL）、浄化槽汚泥等が約1,362kL（日平均7.7kL）となっています。なお、令和2年度（2020年度）におけるし尿の収集戸数は定額が220戸、従量が39件、浄化槽の設置基数は391基となっています。

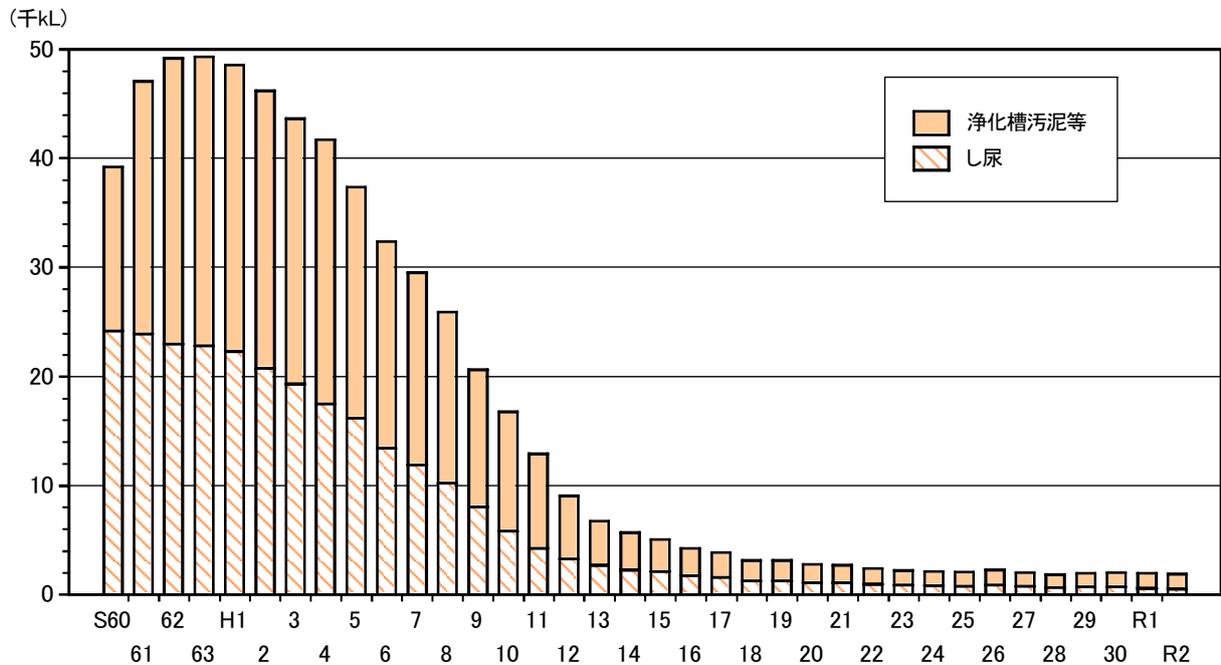


図 28 し尿・浄化槽汚泥等処理量の推移

表 11 し尿収集戸数の推移

区分	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
定額(戸)	281	276	249	237	220
従量(件)	47	47	43	40	39
合計	328	323	292	277	259

注) 平成16年(2004年)4月1日より収集を全て委託しています。

表 12 浄化槽の設置基数(令和2年度(2020年度))

区分	小計(基)	合計(基)
単独処理浄化槽	365	391
合併処理浄化槽	26	

4 し尿・浄化槽汚泥等の収集・状況

現在、し尿は委託業者（1社）により全量を収集しています。浄化槽汚泥等については、浄化槽清掃業許可業者19社が浄化槽清掃及び浄化槽汚泥等の収集・運搬を行っています。また、浄化槽は適切な維持管理の徹底を図るため、許可業者の指導・監督並びに市民への周知を進めています。

表 13 し尿・浄化槽汚泥等の収集状況（令和2年度（2020年度））

種別	区分	収集形態	収集回数
し尿	定額	委託業者 (1社)	2週間に1回
	従量		
浄化槽汚泥等	単独	許可業者 (19社)	随時
	合併		

※ 浄化槽清掃業許可業者には、浄化槽汚泥等に限る一般廃棄物収集運搬許可を付与して、運搬を行っています。

5 し尿・浄化槽汚泥等処理の状況

平成16年（2004年）3月31日に化学処理場を廃止し、平成16年度（2004年度）から、し尿及び浄化槽汚泥等を事業課業務グループ庁舎に搬入し、直接投入流注管により川面下水処理場の流入渠へ流注し処理しています。

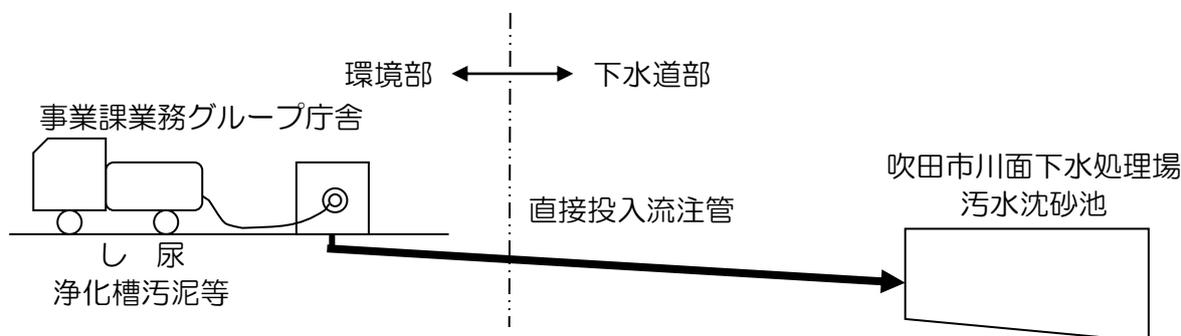


図 29 し尿・浄化槽汚泥等の処理フロー

6 公共下水道整備の進捗状況

公共下水道の人口普及率は、図 30のとおり、平成12年度（2000年度）には99%を越え、現在はほぼ100%に達しています。なお、図 31は、主要な管渠（汚水・合流）施設の整備状況を示しています。

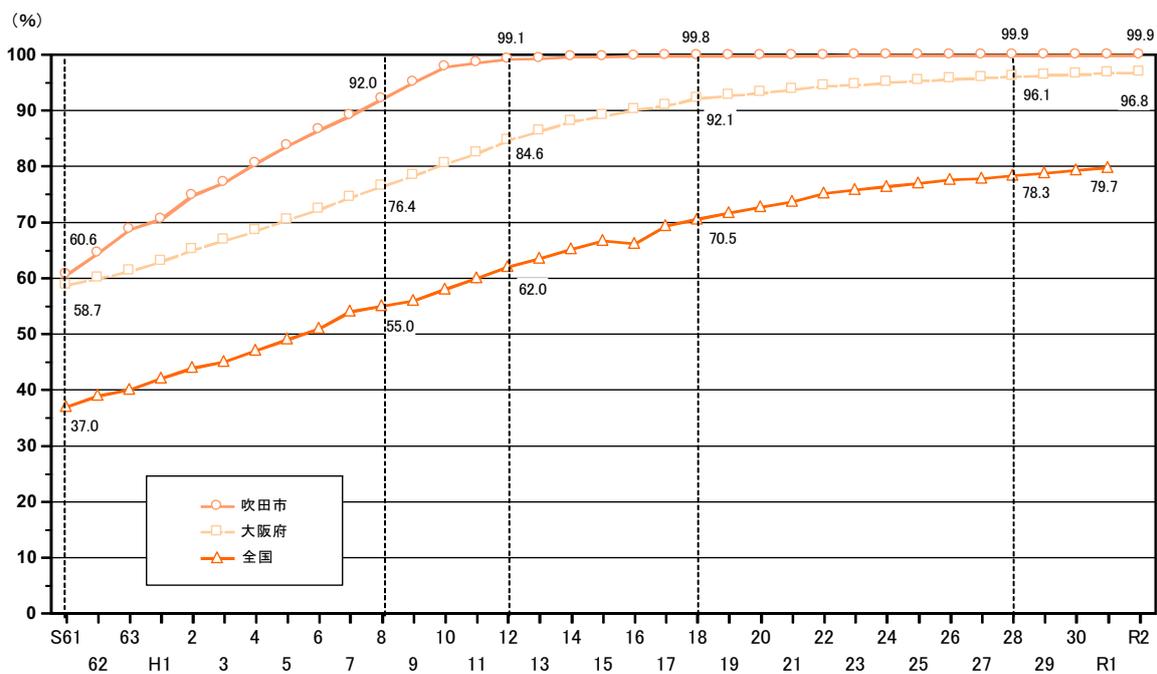


図 30 公共下水道人口普及率の推移

表 14 公共下水道の普及状況（令和3年（2021年）3月31日現在）

		数量	普及率 (水洗化率)	備考
計画面積		3,582.03 ha	—	
戸数		177,152 戸	—	
人口		376,944 人	—	
整備区域	面積	3,500.26 ha	97.7%	面積普及率＝整備区域面積÷計画面積
	人口	376,695 人	99.9%	人口普及率＝整備区域内人口÷行政人口
水洗化	戸数	176,090 戸	99.4%	水洗化率（戸数）＝水洗化戸数÷全戸数 水洗化率（人口） ＝水洗化人口÷整備区域内人口
	人口	375,118 人	99.6%	

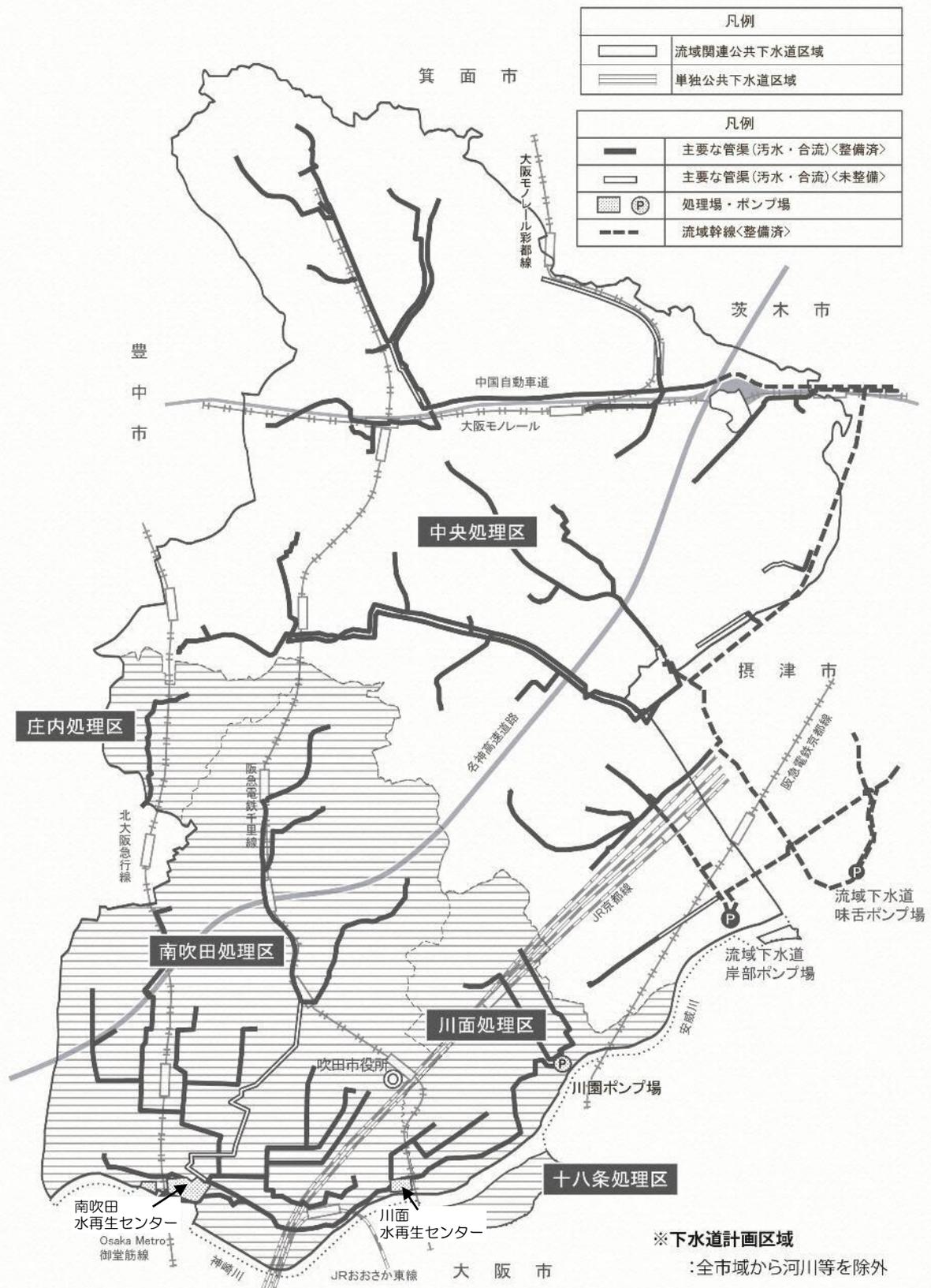


図 31 主要な管渠（汚水・合流）施設の整備状況

7 市内河川等の水質現状と生活雑排水対策の状況

市内の河川・水路については、表 15に示すように生活環境項目に関する環境目標を定めています。

市内の河川・水路のBOD（生物化学的酸素要求量）の経年変化は、図 32に示すとおりとなっています。下水道の整備とともに河川等の水質は改善され、令和2年度（2020年度）におけるBODの環境目標達成率は100%となっています。

本市では、生活雑排水による汚濁を少しでも減らすために、家庭でできる対策について、「市報すいた」などにより啓発を行っています。

表 15 市内の河川・水路の生活環境項目に関する環境目標

【生活環境項目】

① BOD等5項目

項目	類型	AA	A	B	C	D	E
	利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
	浮遊物質 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
	大腸菌群数	50MPN /100mL以上	1,000MPN /100mL以上	5,000MPN /100mL以上	—	—	—

②水生生物の保全に関する項目

項目類系	水生生物の生息状況の適応性	目標値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 目標値は、年間平均値とする

(別表) 対象水域とその水域類型

水域名	範 囲	該当類型	
		BOD等5項目	水生生物の保全に関する項目
山田川	全域	D	—
味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域	D	—
糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	—
高川	全域	D	—
正雀川	全域	E	—
安威川	吹田市域	B	生物B
神崎川	吹田市域	B	生物B

グラフ中の ---は、BOD の環境目標

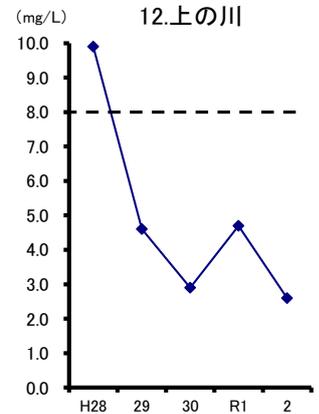
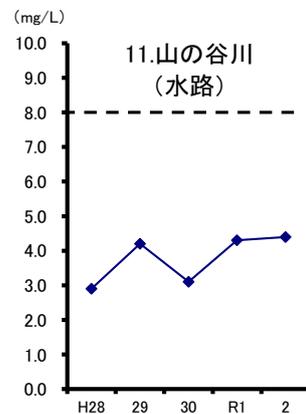
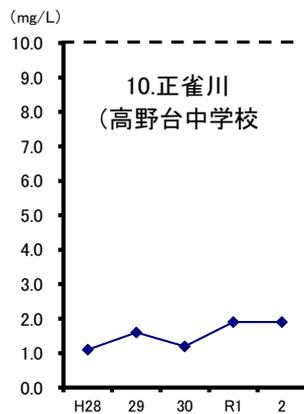
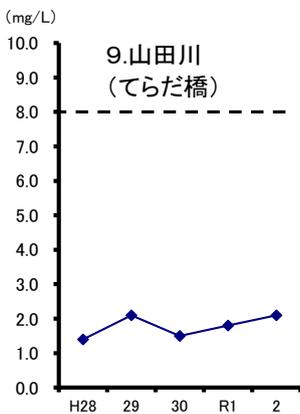
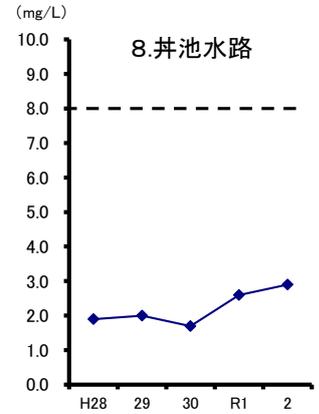
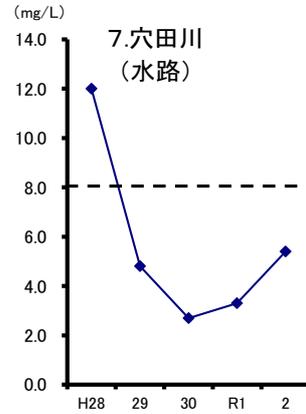
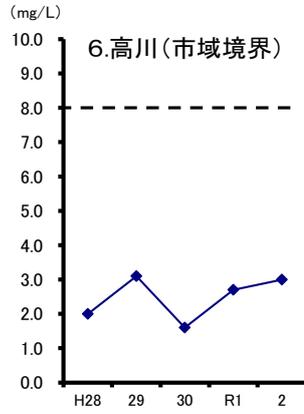
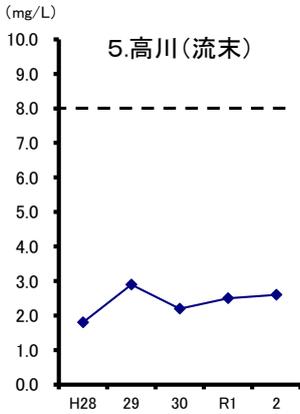
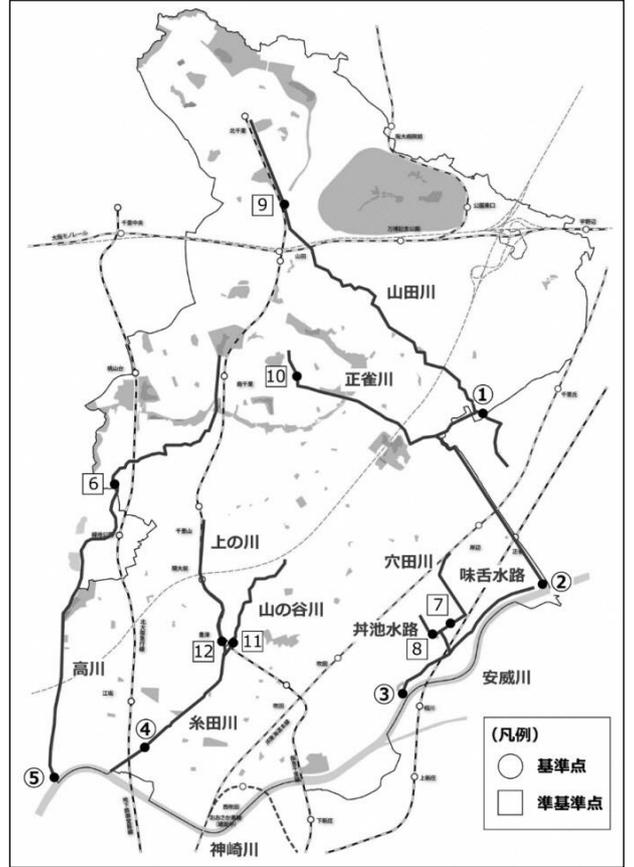
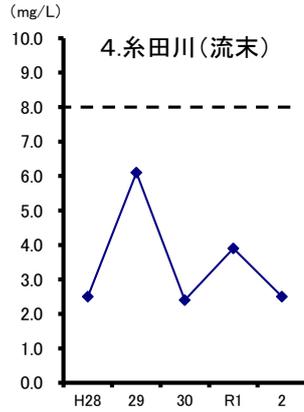
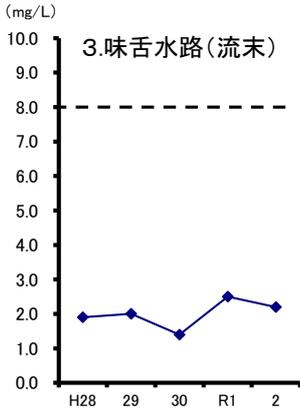
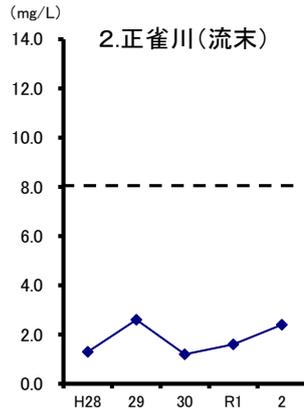
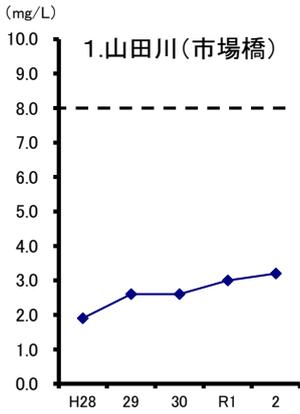


図 32 市内河川等の水質 (BOD の経年変化)

第2節 計画策定にあたっての基本的課題

生活排水処理基本計画を策定するにあたっての基本的課題を以下に整理しました。

(1) 下水道整備の推進

下水道計画区域における下水道未整備地域については、解消に努める必要があります。

(2) 下水道へのすみやかな接続

公共下水道が整備された共用開始区域における未接続の家庭等に対して、下水道への早期接続を促す必要があります。

(3) 浄化槽の適正な維持管理

公共下水道への接続までは、浄化槽設置者に対して浄化槽の定期的な保守点検、清掃実施及び法定検査の受検について啓発を強化するなど、適正な維持管理の徹底に努める必要があります。

(4) 市内河川等の水質改善

市内の河川や水路等の水質を改善するため、リーフレット、広報、ホームページなどで、水質の現状について情報提供するとともに、家庭や事業所でできる生活雑排水対策についての啓発活動や環境学習を拡充していく必要があります。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

本計画の上位計画は「総合計画」となります。関連計画としては「吹田市都市マスタープラン」並びに「下水道全体計画」において、河川等を除く吹田市全域を公共下水道の計画区域としており、汚水については、全て公共下水道へ接続することとなっています。

また、本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和10年度（2028年度）を最終目標年度とした、7年間としており、水洗化・生活排水処理率が現在99.5%になっていますが、100%に近づくことを目指します。

また、未接続家庭等への対処も現実の問題として暫くは残るのが実情であり、し尿や浄化槽汚泥等に対して当面は現在と同様に下水処理場の流入渠へ直接流注入し適切な処理を実施していきます。

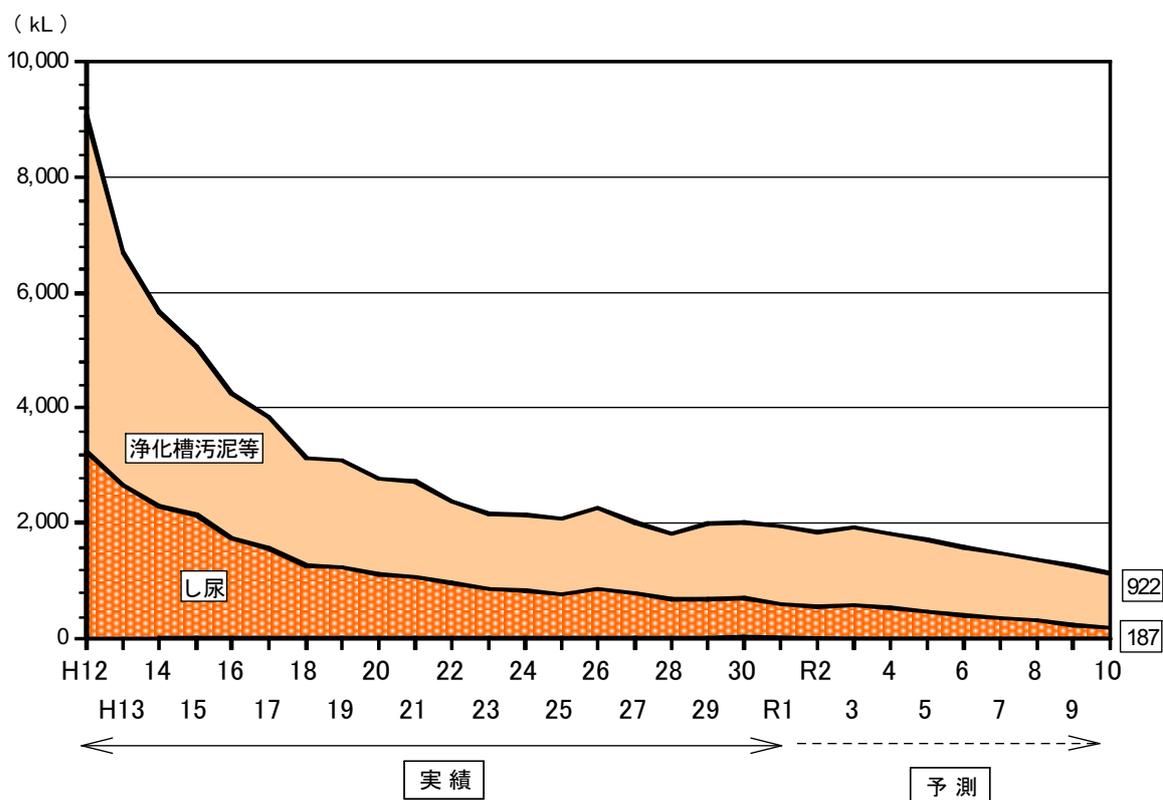


図 33 し尿・浄化槽汚泥等の処理量の予測

〔予測方法〕

1 処理方式別人口の予測

現在、下水道計画区域における人口普及率は99.9%であり、令和6年度（2024年度）に100%になるよう計画しています。浄化槽などの切替えに関しては、あまり進んでいないのが実情ですが、浄化槽の老朽化や家屋の建替えなどにより、順次下水道への接続が実施され、概ね20年後に水洗化率が100%になることを目標としています。

なお、将来人口は第4次総合計画に基づく人口となっています。

2 し尿・浄化槽汚泥等処理量の予測

し尿及び浄化槽汚泥等処理量は、上記で予測した処理方式別人口に、最近3年間の平均による1人1日当たりの処理量を乗じて、将来の処理量を求めました。その結果を示します。

表 16 し尿・浄化槽汚泥等の処理量の予測

項目	実績	予測
	令和2年度 (2020年度)	令和10年度 (2028年度)
し尿	549kL	187kL
浄化槽汚泥等	1,362kL	922kL

第2節 計画の目標設定について

表 17 計画の目標設定

	現状	中期(10~15年)			長期(20~30年)		概成年度(95%)
	R2	R8 ^{※1}	R10	R15 ^{※2}	R25 ^{※2}	R30 ^{※3}	
水洗化・生活排水処理率	99.5%	99.7%	99.7%	99.9%	100%	100%	平成11年度 (1999年度)
うち、公共下水道接続率	99.5%	99.7%	99.7%	99.9%	100%	100%	—

・水洗化・生活雑排水処理率

＝（公共下水道人口＋合併処理浄化槽人口＋農業集落排水処理人口）/市町村人口

・公共下水道接続率＝公共下水道人口/全体計画処理区域内人口

※1：持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルの10年概成年度

※2：中期、長期の中間年度として、R15、R25の整備目標を示しています。

※3：次期策定の流域別下水道整備総合計画の目標年度となる令和30年度を示します。

表 18 生活排水処理形態別人口目標（単位：人）

区域	項目	現状	中期(10~15年)			長期(20~30年)	
		R2	R8 ^{※1}	R10	R15	R25	R30 ^{※2}
全域	市町村人口	376,944	388,600	389,800	389,200	381,600	377,600
	(1) 下水道供用開始公示済区域人口	376,681	388,600	389,800	389,200	381,600	377,600
	① 公共下水道接続人口	375,118	387,315	388,751	388,643	381,590	377,600
	② 合併処理浄化槽人口	41	50	44	28	0	0
	③ 単独処理浄化槽人口	1,041	959	835	525	10	0
	④ くみ取り人口	481	276	170	4	0	0
	(2) 下水道事業計画区域内人口((1)を除く)	263	0	0	0	0	0
	② 合併処理浄化槽人口	21	0	0	0	0	0
	③ 単独処理浄化槽人口	198	0	0	0	0	0
	④ くみ取り人口	44	0	0	0	0	0
合計	① 公共下水道人口	375,118	387,315	388,751	388,643	381,590	377,600
	② 合併処理浄化槽人口	62	50	44	28	0	0
	③ 単独処理浄化槽人口	1,239	959	835	525	10	0
	④ くみ取り人口	525	276	170	4	0	0
	⑤ 農業・漁業集落排水人口	0	0	0	0	0	0

※1：持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルの10年概成年度

※2：次期策定の流域別下水道整備総合計画の目標年度となる令和30年度を示す。

第3節 生活排水処理基本計画

1 下水道整備の推進

下水道計画区域における下水道未整備地域については、土地所有者と協議を行い、解消に努め、人口普及率100%を目指します。

2 下水道へのすみやかな接続

公共下水道が整備された供用開始区域における未接続の家庭等については、水洗化のメリットなどを記したパンフレットを配布し、早期に下水道へ接続するよう啓発を行います。

3 し尿・浄化槽汚泥等の収集

汲み取りについては、現在と同様に委託業者による収集で対応していきます。また、浄化槽汚泥等についても、引き続き許可業者による清掃・点検、汚泥収集等を実施していきます。

4 浄化槽の適正な維持管理の徹底

公共下水道への接続までは、浄化槽設置者に対して、定期的な保守点検、清掃実施及び法定検査の受検について適正な維持管理の必要性を啓発するとともに、浄化槽清掃業許可業者の技術水準の向上を促し、浄化槽からの放流水による公共用水域の汚濁防止に努めます。

V 計画の推進

第1章 推進・評価体制

本計画は、市民・事業者・行政による取組のもとで推進します。あらゆる主体と協働して施策を推進するために、各組織との連携強化を図ります。

また、本計画の総合的な推進のため、吹田市環境施策調整推進会議において横断的に庁内調整をしながら諸施策を円滑かつ着実に展開していきます。

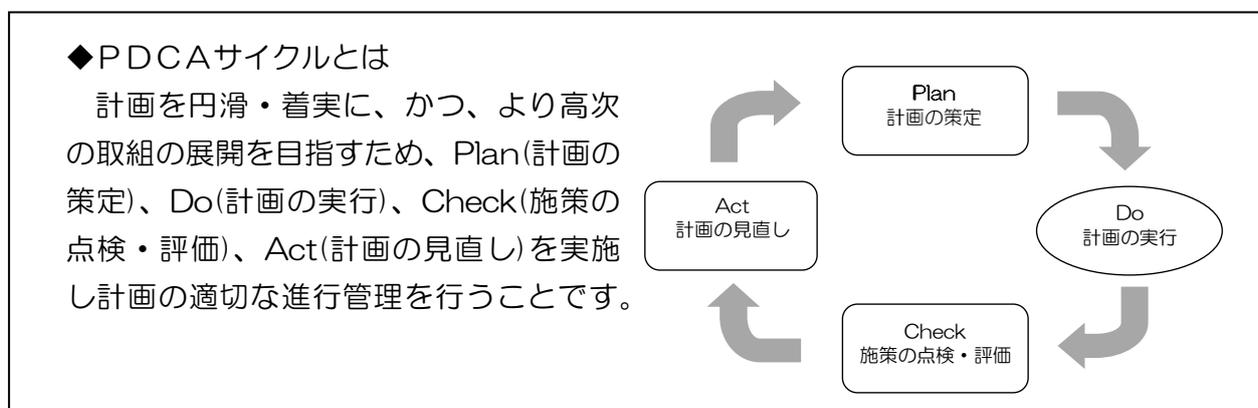
計画の進捗状況の評価は、第三者による客観性が求められるため、吹田市環境審議会において各年度の取組状況を報告し、その内容について審議・評価を受けます。評価結果を次年度以降の施策に反映し、効果的かつ効率的な施策の展開を図ります。

第2章 進行管理の手法

第1節 進行管理の方法

本計画の推進においては、PDCA サイクルに基づく点検・評価の見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

また、年度ごとに、計画の進捗状況をとりとまとめ、吹田市環境審議会に報告します。審議会での審議や評価を受けて、評価内容を公表するとともに、次年度以降の施策へ反映し、更なる取組を推進します。



第2節 更新情報の発信

本市ごみ減量施策の進捗状況、社会動向や環境の変化に応じて更新した本計画の内容は、吹田市一般廃棄物処理実施計画として、毎年ホームページ等にて情報発信します。